水上村議会定例会会議録

令和８年６月１１日（木）開会

水 上 村 議 会

令和８年第２回水上村議会定例会会議録（第１日）

令和８年６月１１日
午前１０時　開　会
於　　議　場

１．議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期の決定
日程第　３		諸般の報告
日程第　４		一般質問
日程第　５	報告第　１号	令和７年度水上村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第　６	報告第　２号	令和７年度水上村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第　７	報告第　３号	令和７年度水上村簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第　８	報告第　４号	令和７年度水上村下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第　９	議案第　１号	専決処分事項の承認を求めることについて（水上村税条例の一部を改正する条例）
日程第１０	議案第　２号	専決処分事項の承認を求めることについて（水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第１１	議案第　３号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度水上村一般会計補正予算（第１１号））
日程第１２	議案第　４号	水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１３	議案第　５号	水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１４	議案第　６号	水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１５	議案第　７号	水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１６	議案第　８号	水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１７	議案第　９号	水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１８	議案第１０号	水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１９	議案第１１号	水上村スポーツサイエンス施設の指定管理者の指定について
日程第２０	議案第１２号	工事請負変更契約の締結について（水上村陸上競技場用

地造成工事　２工区）

日程第２１　議案第１３号　工事請負変更契約の締結について（水上村陸上競技場用地造成工事　３工区）

日程第２２　議案第１４号　工事請負変更契約の締結について（新無反野橋橋梁上部工工事）

日程第２３　議案第１５号　工事請負契約の締結について（水上村陸上競技場建築工事）

日程第２４　議案第１６号　水上村辺地総合整備計画の変更について

日程第２５　議案第１７号　令和８年度水上村一般会計補正予算（第１号）

日程第２６　議案第１８号　令和８年度水上村介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第２７　議員派遣の件について

日程第２８　継続審査申出書について

２．出席議員は次のとおりである（８名）

１番　成　尾　和　英　君	２番　杉　野　貴　文　君
３番　小　川　　恵　君	４番　杉　野　久　志　君
５番　山　崎　隆　浩　君	６番　荒　嶽　　晋　君
７番　米　本　宗　徳　君	８番　那　須　良　策　君

３．欠席議員（０名）

４．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（２名）

議会事務局長	江　崎　邦　臣　君	総　務　課	加　藤　　康　君

５．地方自治法第１２１条第１項の規定により事件説明のため出席した者の職氏名（９名）

村　　長	中　嶽　弘　継　君	教　育　長	原　　崇　君
総　務　課　長	田　代　浩　章　君	会計管理者	堤　田　江美子　君
保健福祉課長	西　本　克　幸　君	税務住民課長	堤　田　江美子　君
産業振興課長	田　代　浩　幸　君	建　設　課　長	信　國　俊　輔　君
教　育　課　長	幸　野　一　樹　君	地方創生推進課長	那　須　裕　平　君

開会　午前１０時００分

－－－－－○－－－－－

○議長（那須良策君）　おはようございます。

全員おそろいでございます。令和８年第２回水上村議会定例会を開会します。

これより会議を開きます。

－－－－－○－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（那須良策君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、７番、米本宗徳君、１番、成尾和英君を指名します。

－－－－－○－－－－－

日程第２　会期の決定

○議長（那須良策君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期につきましては、去る６月３日、議会運営委員会が開かれました。委員会の意向としましては、１１日から１２日までの２日間としたいという意向でございました。したがいまして、会期につきましては、本日より２日間と決定したいと思いますが、異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

会期は、本日より２日間と決定いたしました。

－－－－－○－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（那須良策君）　日程第３　諸般の報告を行います。

まず、私から報告を申し上げます。気象庁から６月１日に九州南部、６月４日に九州北部で梅雨入りとの発表がございました。近年の自然災害は、広域化、激甚化し、我々の想定を超えた被害を及ぼします。

本村におきましても、災害の発生を想定した万全な準備、これは行政のみならず、住民一人一人の自助、地域による共助の面からもしっかりとした備えをしておかなければなりません。

私ども議員も、住民に対し、自主防災意識の高まりを促す行動を取っていくべきだろうと考えているところでございます。

さて、去る５月７日に上球磨正副議長会定期総会が開催され、役員改選が行われました。会長にあさぎり町の小見田和行議長、副会長に湯前町の金子光喜議長が就任しましたので、御報告します。

なお、任期については１年となります。

後もって、資料⑩議長会関係役員名簿で御確認いただきたいと思います。

次に、去る５月２６日、全国町村議会議長会主催によります「全国町村議会議長・副議長研修会」が、東京国際フォーラムにて開催され、本村からは、私と山崎副議長で参加してまいりました。

全国町村議会議長会の中本正廣会長から挨拶があった後、一般財団法人地域活性化センター理事長の林崎理氏から「地方創生の先行き」について、東海大学教養学部人口環境学科教授、万城目正雄氏から「人口減少社会における外国人材の確保・育成の実践」について、最後に、京都女子大学学長の竹安栄子氏から「男女共同参画で地域を元気に」について、以上３本の講演がございました。

地方創生の「これまで」と「これから」、不足する労働力の確保に向けた外国人材の活用、議員なり手不足における男女共同参画など、その内容は社会構造の変革期を迎えている昨今において、地域課題の解決に必要な知識を身につけ、思考を磨くことのできる、非常に有意義なものでした。

本村議会議員におきましても、事務局に備えている資料をぜひ熟読していただくようお願いします。

翌日２７日には、熊本県町村議会議長会の主催により、熊本県選出の国会議員の先生方をホテルグランドアーク半蔵門にお迎えし、町村が抱えている問題について、県議長会から２件、各郡から１８件の要望を行ったところでございます。

球磨郡からは「球磨地域公共交通網の整備促進について」「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」「雇用対策ついて」「豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化について」の４つの要望を行っております。

これら要望書についても、事務局に備えておりますので、目を通していただきたいと思います。

今年度も県及び郡の議長会において、様々な研修会が計画されておりますし、地方自治を体系的に学ぶための研修機関への派遣も実施する予定としております。

議員各位におかれましては、研修の場には積極的に参加され、研鑽を積まれますよう期待いたします。

さて、本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど執行部より説明がございますが、慎重審議いただきますようお願い申し上げまして、私の諸般の報告といたします。

次に、中嶽村長より諸般の報告の申し出があります。これを許します。

中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君）　おはようございます。

本日は、令和８年第２回の水上村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中にも関わりませず、全議員の皆様方に御出席を賜りまして、議案の御審議をいただきますことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、諸般の報告を２件申し上げたいと思います。

まずは令和８年度熊本県事業概要調書について報告をいたしたいと思います。

諸般の報告資料⑦となっておりますが、そこに２ページから７ページを後もって御覧いただければと思っております。

去る５月２６日火曜日に、熊本県球磨地域振興局におきまして、地元県議会議員や市町村長を対象に人吉球磨管内主要事業説明会が開催されました。各関係所属長から主要事業の説明が行われ、市町村に熊本県事業概要調書の配布がございましたので、本村に係る調書を議員各位にお配りさせていただきたいと思います。

国・県の厳しい財政状況の中におきましても、農林部所管で１３億６，９４０万円、それから、災害復旧事業の施工中及び未着手の査定決定額を含めた土木部の所管で８８億５，３００万円と、非常に手厚い予算の配分が行われております。今後とも議員の各位におかれましては、本村各地事業の予算獲得のため、地元選出の国会議員への要望活動に御協力を賜りますようによろしくお願いしたいと思います。

２件目は、第９回Mizukami Mountain Party【トレイルラニング】について御報告いたします。

諸般の報告資料につきましては、８ページから９ページを後もって御覧いただければと思っております。

去る６月８日土曜日、水上村マウンテンスポーツ実行委員会主催によります第９回Mizukami Mountain Party【トレイルラニング】大会を、ロング５３キロ、ショート２５キロ、ミニ５キロメートルの３コースにより実施いたしました。

今回の大会は天候には恵まれましたものの、気温が３０度まで上がったこともございまして、ロングの部におきましては、完走率が６８．６％と、ここ近年では最も低い結果でございましたが、大きな事故もなく運営することができました。

また、大会終了後には、旧たけのこ工場におきまして、前年に引き続き、選手同士の親睦を図る交流会を実施いたしました。参加した選手からは、「厳しいコースであったが、水上村の自然のよさを感じ楽しかった」「交流会に参加し、大変盛り上がった」「清流を感じた」など、多くの好意的な意見を聞くことができました。

大会の運営に際し御協力いただきました本村の交通指導員を始め、各関係機関等へ対しましても御礼を申し上げ、御報告とさせていただきます。

さて、本村では、去る６月２日に防災会議を開催するよう計画しておりましたが、２日午後から３日未明にかけて台風６号が九州の太平洋側を接近しながら北上するとの気象予報をもとに、やむを得ず中止といたしました。その代わりに、防災会議委員には、会議資料を送付対応とさせていただいたところでございます。

２日午前中は、まだ大雨強風注意報というような段階ではございましたものの、地域住民の方々の不安を少しでも和らげる。それから、予防的避難に対応できるようということで、岩野公民館、湯山交流センター、そして、江代防災拠点施設を自主避難所といたしまして開設いたしましたが、実質避難の利用者はゼロでございました。

また、３日午前中から各課が所管いたします施設等の被害調査を行っておりますが、建物被害は皆無でございました。日常の生活道路に若干の倒木は見られましたが、ただちに除却をしたところでございます。

先日、気象庁から九州南部地方が６月１日頃、また、九州北部地方については６月４日頃梅雨入りしたとみられるとの発表がございました。本村に置きましても、今後の気象情報に最新の注意を払いながら、豪雨の不安にかられる住民の方々への気象情報の発信、それから、早期の避難所開設、そして、予防的避難を促し、災害の未然防止に努めてまいりたいと存じます。

本定例会には、令和７年度水上村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び令和７年度水上村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告、それから、令和７年度水上村簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告、令和７年度水上村下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告、合わせて４件、専決処分事項の承認を求めることとしまして、水上村税条例の一部を改正する条例及び水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、それから、令和７年度水上村一般会計補正予算の３件、それから、水上村農業委員会委員の選任同意が７件、水上村スポーツサイエンス施設の指定管理者の指定、工事請負変更契約の締結３件、それから、工事請負契約の締結１件、水上村辺地総合整備計画の変更、最後に令和８年度水上村一般会計補正予算及び令和８年度水上村介護保険特別会計補正予算２件、合わせまして、報告が４件、議案１８件を御提案いたしております。

議員各位におかれましては、慎重御審議をいただきまして、御承認、御同意、御可決を賜りますようによろしくお願い申し上げまして、諸般の報告といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君）　中嶽村長の報告を終わります。

次に、原教育長より諸般の報告の申し入れがあります。これを許します。

原教育長。

○教育長（原　崇君）　皆さん、おはようございます。

議長により発言のお許しをいただきましたので、諸般の御報告をさせていただきます。議員の皆様には、日頃から学園の教育活動、並びに教育委員会の施策に関しまして、御理解と御協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

それでは、諸般の報告、大きくは３点でございます。

学校教育、社会教育、最後に、全国教育長会の報告を申し上げます。

まず第１点目、学校教育についてでございます。

４月１日には新しく赴任された先生方の辞令交付式を行い、新体制で学園はスタートいたしました。

４月８日には始業式、９日には１５人の新入生を迎える入学式が行われ、本年度水上学園は全校児童生徒数１３６名で教育活動が行われてまいります。

４月２３日には、本年度第１回目の水上村総合教育会議を開催いたしました。今回は、本年度の本村の教育施策方針の説明や教育関係の予算、学園の教育方針について説明及び意見交換を行いました。

また、ＰＴＡ総会の折には、本村が行っております子育て支援に係る助成金等について保護者の皆様に説明をさせていただいたところでございます。

５月２４日には、義務教育学校として４回目の体育祭が開催されました。晴天の中、１年生から９年生までの子どもたちが一生懸命に走り、大きな声で応援し、笑顔で取り組む姿に頼もしさと感動を覚えました。日頃の子どもたちの頑張りと御指導いただいている先生方に深く感謝したいと存じます。

また、当日は、中嶽村長はじめ議員の皆様、多くの御来賓の方々に応援いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、諸般の報告資料の１０ページを御覧ください。

郡市中体連大会についてでございます。本年度も郡市中体連大会が６月２０日、２１日を中心に開催されます。日頃から地域の指導者の皆様や先生方の御指導のもと、練習に励んできた成果が十分に発揮されることを期待しているところでございます。

次に、社会教育について申し上げます。資料の１１ページを御覧ください。

本年度も郡民体育祭が５月１０日にあさぎり町の高山テニスコートで行われた硬式テニスを皮切りに始まっております。グランドゴルフについては、備考欄に結果を載せておりますが、先週７日には、錦町で弓道が開かれ、全体で６位という成績でございました。今週末にはソフトボールの男女が開かれ、２１日の日曜日には、陸上競技が多良木町の多目的グラウンドにて開催されます。

今後、７月の５日、６日を中心に１０月２４日のゴルフまで続いてまいります。

各種目において、本村選手の皆様の活躍を期待しているところでございます。

お時間が許せば、応援いただければ幸いでございます。

また、本年度から県民体育祭は種目ごとに開催されるため、開催地や開催日が異なり、昨年までのように一斉開催ではなくなっておりますので、申し添えておきます。

最後に、５月１９日、２０日に行われた全国町村教育長会総会及び研究大会についての御報告を申し上げます。

１９日には、総会の後、上智大学教授奈須正裕先生による、「これからの学校に求められるもの」と題して講演が行われました。また、その後、３人の教育長からの実践発表も聞いてまいりました。

翌２０日には、文部科学省初等中等教育局企画課長黄地吉隆氏による行政説明が行われました。今後の教育行政に有益な内容でございまして、今後の施策に生かしてまいりたいと存じます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（那須良策君）　原教育長の報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

－－－－－○－－－－－

日程第４　一般質問

○議長（那須良策君）　日程第４　一般質問を行います。

今定例会には、３名より通告があっており、質問の順番は受付順で行います。

初めに、４番、杉野久志君。

○４番（杉野久志君）　はい、改めましておはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行わせていただきます。

今日はですね、新人職員さんたちも傍聴されているということでございますけども、まあ少々緊張しております。少しでもためになればと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、本村は、豊かな自然と市房山をはじめとする美しい山々に囲まれる一方で、近年の激甚化する気象災害やいつ発生してもおかしくない大規模地震への備えが急務となっております。

特に山間部に位置する本村においては、ひとたび大規模災害が発生すれば土砂崩落などにより、主要な交通網が寸断され、外部からの支援物資の到着が遅れる孤立化のリスクが極めて高い地理的特性を有しております。

また、令和２年７月豪雨災害で近隣地域が受けた甚大な被害は私たちに自然の猛威を様々と見せつけられました。あのときライフラインの停止とともに、各家庭や

避難所における食糧や飲料水の確保がいかに重要であるかを痛感させられたところであります。

本村では、現在、村民の皆様に対し、最低でも３日分、できれば１週間分以上の備えとして普段の食料を少し多めに買い足していく、日常から備蓄をして災害に備えましょうの啓発を行っていることだと思います。

また、水上村国土強靭化地域計画などにおいても、災害業務に従事する職員のための将来食糧備蓄などの事業タンク計画の高度化が掲げられております。

しかし、実際の災害現場を想定した際、アレルギーを持つ方や、乳幼児・高齢者といった災害時要配慮利用者に対する多様な食料の確保や避難所運営における備蓄物質の迅速な分配体制など、解決すべき課題は依然として残されると考えます。

さらに、備蓄品の賞味期限管理や広域的な連携による外部物資の受入態勢の構築は不可欠だと思っています。

そこで、村民の命と健康を守るためにも現在の村における災害時の食料確保に向けた本村の取組について、続いて伺います。

現在、本村が確保している非常用食料、アルファ米や乾パン、飲料水などの備蓄量と賞味期限管理の現状、また、現在の自治体、地域防災計画における食料・飲料水・生活必需品の備蓄の数量をお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　それでは、お答えいたします。

まず、一般質問資料⑥の２ページをお願いいたします。

こちらは本村の避難施設一覧でございます。本村では、こちらに記載してございます、第１指定避難所である役場をはじめ、岩野公民館、旧湯山小学校地域交流センター、江代地域防災拠点施設の村内４か所に備蓄をいたしてございまして、各施設の備蓄の状況は、資料３ページ、こちらから６ページにかけて記載のとおりでございます。

施設ごとに若干の内容の違いはございますが、岩野、湯山地区においては、１日３食の１００人の３日間分、江代地区においては、１日３食の５０人の３日間分の食料を備蓄しているところでございます。

さらに、役場には一日３食の１００人の３日間分の備蓄をしているところでございます。こちらには災害対応にあたる職員等の分と各地区の避難所で不足した場合の対応分として備蓄してございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　４番、杉野久志君。

○４番（杉野久志君）　日本各地で自然災害が激甚化する中、避難所での生活の長期化

が懸念されています。避難所での食事は、多くの避難者に対して一律に提供されることが多く、食物アレルギーや高齢者、乳幼児のミルクなどに不安を抱える方々への対応が急務となっていると思いますが、乳幼児、高齢者、アレルギー保持者など、災害時要配慮者に向けた特殊栄養食品の備蓄状況はどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　お答えいたします。

一般質問資料３ページから６ページ、備蓄品の一覧でございますが、こちらにアレルギー対応食品として、オレンジで色づけしている品目がございます。主食としてアルファ米、米粉を使った麺類、ゼリー等がその品目でございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　４番、杉野久志君。

○４番（杉野久志君）　資料の配付ありがとうございます。今見たところですね、備蓄食料品、賞味・使用期限、大体同じ期限になっておりますけれど、何か問題はないかちょっとお聞きします。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　期限は購入した日にちによって若干の差がございますけれども、令和７年度においては、熊本地震復興基金、こちらを財源として備蓄品の更新を行いまして、アレルギー対応食品につきましても充実をさせたところでございます。

○議長（那須良策君）　４番、杉野久志君。

○４番（杉野久志君）　村民の生命と財産を守ることは自治体に課された最も重要な使命であります。災害発生直後は、ライフラインの復旧や公的な支援物資が届くまでにタイムラグが生じます。その間、避難生活を送る村民の命と健康をつなぐ防災備蓄はまさに地域防災の生命線だと思います。これまでの備蓄体制を今一度見直し、より強靭で実効性のある備蓄体制の構築が急務と考えますが、備蓄量の目安として最低３日分、できれば１週間分、例えば、水１人１日３リッター、食料アルファ化米、缶詰、レトルトなどを備えることが推奨されていますが、備蓄体制を強化する考えはないかお聞きします。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　それでは、お答えいたします。

先ほど備蓄品の更新を昨年度行ったというお話をさせていただきましたけれども、まず、更新の際は賞味期限の数か月前に水上学園の児童生徒に防災教育の一環として配布をしたり、村民の皆様に回覧等で周知をし、必要な方は役場に取りに来てい

ただく形を取りまして、備蓄品がどういうものかを実際に食べてもらい、体験していただいているところでございます。

１週間分の備蓄の考えはという御質問でございますが、本村においては、令和２年７月豪雨等の過去の災害対応をもとに、先ほど申しましたとおり、岩野、湯山地区においては、１日３食１００人の３日間分、江代地区においては、１日３食５０人分の３日間分、さらに役場に１日３食１００人の３日分を備蓄いたしているところでございます。

基本的には避難される際に、各自最低２、３日分は持参いただき、その後、本村の備蓄品での対応を考えているところでございます。

また、発災後、２日から３日目には、国からのプッシュ型支援として食料を含んだ８項目の物資が届くシステムや協定による支援も確立されてございますので、本村においては３日間分の備蓄といたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　４番、杉野久志君。

○４番（杉野久志君）　本村は３日間、十分な備蓄があるということで、少しは安心したということでございます。備蓄体制の強化は村民の安心に直結する極めて重要な課題であると思いますので、ぜひ、スピード感を持って具体的な計画を要望したいと思っております。

災害発生時は、行政による公助には限界があります。まずは自らの命を守る自助、そして地域で助け合う共助の取組が重要となるわけですが、災害直後においてライフラインが復旧し、行政からの支援物資が被災者に十分に行き渡るまでにはおよそ３日から１週間程度の時間を要すると言われています。しかしながら、いざというときのための非常用食料の備えについて、各家庭における準備状況は十分とは言えないのが現状ではないでしょうか。特に近年、賞味期限切れを防ぎながら日常的に防災備蓄を行うローリングストックの考えが推奨されております。普段の食卓で消費しながら買い足していくこの手法は、家庭での備蓄ハードルを下げ、災害時でも普段と変わらない食事を確保し、被災生活のストレスを軽減する有効な手段とされています。

そこで、村民の皆様の生命と生活を守る観点から、村民の家庭備蓄の推進、日常備蓄の啓発についてお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　それでは、お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、日常備蓄とは、非常、特別な非常食を買い込むものではなくて、普段食べている食料品や日用品を少し多めにストックし、使ったら

買い足す、いわゆるローリングストック、これを行うことで災害に備える方法でございます。常に自宅に最低３日間、できれば１週間を備えておくことが推奨されているものでございます。

本村での啓発の状況でございますが、本年度は、先週６月４日の梅雨入りに合わせましてホームページに日常から備蓄をして災害に備えましょうというタイトルで水上村ホームページに掲載したところでございます。こちらにはそれぞれチェックできるようなチェックリストも掲載いたしてございます。

また、ホームページの水上防災Ｗｅｂには、災害に対する心がけといたしまして、非常持ち出し品も周知をいたしてございますが、こちら知らない方も多いものと存じますので、今後は広報やホームページ、サイン塔などを活用して周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　４番、杉野久志君。

○４番（杉野久志君）　今、課長から水上村のホームページで掲載されて、いろんなことを掲載しているということで、みんながその見ればですね、確かによろしいかと思いますけれども、見れない方もおられるかもしれませんので、そのための周知を、徹底をよろしくお願いします。

本村における家庭内備蓄の重要性の認識並びに今後の啓発活動に対する前向きな姿勢を伺うことができました。村民一人一人の自助の意識を高めることは本村の地域防災力を根底から支える重要な基盤だと思っておりますので、引き続き、啓発をよろしくお願いいたします。

大きな災害が発生すれば、多くの地域で土砂崩れや道路の寸断などによる孤立集落が発生する危険性が高まると思いますが、本村においても地形的な特性から、一度幹線道路が通行止めとなれば外部との交通が遮断される地域だと思います。道路が寸断され、外部からの支援が届かない空白期間を想定し、地域特性に応じた配布計画を策定することが肝心だと思いますが、大規模災害時などにおける孤立集落への備品の配布方法をお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　それでは、お答えいたします。

孤立集落への備蓄品の配布方法につきましては、２つの方法がございまして、１つは人力、徒歩によるものでございます。もう１つは防災ヘリやドローン等の空輸によるものでございます。本村には輸送用ドローンはございませんので、空輸の場合は防災ヘリに委ねる形でございます。実際に令和４年台風１４号災害の際には、川口地区、千ヶ平地区において職員が食料等をリュックに詰め、山中を迂回しなが

ら徒歩で孤立集落に届けた実績がございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　４番、杉野久志君。

○４番（杉野久志君）　孤立集落においては、人力と防災ヘリ、空輸ということでありました。本村では、人力ということでありましたけれども、前回もですね、職員さんたちに行ってもらったということで本当大変ありがたく思っております。これからもそういったことがあるかもしれませんので、ぜひですね、２次災害、３次災害にならないよう十分気をつけられてですね、配布を行うようにしていただきたいと思います。

大規模災害時における孤立集落の発生は、住民の生命に直結する重大な課題だと思います。いかに迅速かつ確実に支援物資を届けるかという点は、本村の防災体制における最優先事項であるということで認識できました。

先ほども言いましたけれども、人力で行く場合は、消防団、また村の職員さんにおかれては十分気をつけられて配布をよろしくお願いいたします。

災害時には、道路などのインフラが寸断され、行政が備蓄する食料が被災地全域に行き渡るまでに時間を要すると思いますが、外部からの支援物資が届かない事態を想定し、例えば、ＪＡや村内近隣の事業者との食料物資供給に関する協定の締結状況をお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　それでは、お答えいたします。

本村においても災害が発生し食料等が不足した場合に備えいろいろな団体と協定を締結してございます。代表的なところで５つの御紹介をさせていただきます。

一つ目、災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定、こちらは熊本県トラック協会と平成２５年に締結してございます。こちらは災害対策本部設置される状況になった場合に、生活必需品や資材等の輸送による支援を行うものでございます。

二つ目が熊本県市町村災害時相互応援に関する協定でございます。こちらは熊本県町村会、熊本県市長会、いわゆる県内市町村での協定でございます。平成１５年に締結をいたしてございます。食料品や生活必需品の支援でございます。

三つ目が球磨郡町村災害時大規模な災害時相互応援に関する協定、こちらは球磨郡９町村で令和３年に締結をいたしてございます。こちらは食料品や生活必需品の資材と救助、医療等の支援でございます。

四つ目が災害時における飲料供給等に関する協定、こちらはコカ・コーラウエストと平成２６年に協定をいたしてございます。飲料の供給、自販機の無料開放支援

でございます。

五つ目が生活応援包括連携に関する協定、こちらは生協熊本と平成３０年に協定をいたしてございます。こちらは高齢者の見守りや生活応援物資の支援でございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　４番、杉野久志君。

○４番（杉野久志君）　ただいまトラック協会、市町村会、球磨郡町村会、コカ・コーラ、生協と協定を結んでおられるということでありました。あとＪＡはなかったと思います。おそらくやってないと思いますけれども、ＪＡと協定を結ぶことによってですね、災害による交通網の寸断で広域物流が停止した場合でも地産地消を生かした迅速な食料供給、ＪＡが保有する大型倉庫や冷蔵庫設備を備えている物資拠点としてインフラ活用、平常時からＪＡと連携体制を構築しておくことは、地域住民の生命維持に直結する食料安全保障につながるメリットがあると思いますので、できればハードルが高いかもしれませんけれども、ＪＡとの検討をよろしくお願いしたいと。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　お答えいたします。

ＪＡの協定に関してですけれども、毎年出水期前に防災会議を開催いたしてございます。こちらにＪＡ球磨の上球磨支所、統括支所長にも出席をいただいているところでございます。この中において、防災計画の食料供給計画においても情報を共有し、関係機関に依頼をしておりますので、協定はしてございませんが、実際、発災した場合にはＪＡにも御協力をいただく、支援をいただくという形を取っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　４番、杉野久志君。

○４番（杉野久志君）　今、課長からＪＡ球磨とは協定を結んでおりませんけども、発災したときの協力をお願いしているということで安心はしたところでございます。

災害の備えは、住民の生命と財産を守るための最優先課題と思います。災害対策の基本である自助・共助・公助のうち、発災直後の混乱期においては、行政による公的な支援が届くまでの一時的な空白期間をどう埋めるかが重要となりますが、行政による公助には限界があると思います。地域の農家や地元商店などと災害時における食料確保の協定をあらかじめ結んでおき、特に地元商店との連携、日常的な食料確保の観点から第６次水上村総合計画に示されている村内商店のネットワークを活用し、発災直後の食料流通を維持する仕組みの構築についてお聞きしたいと思い

ます。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　お答えいたします。

現在、農家、それから地元商店との協定は結んでございませんけれども、先ほど申しましたとおり、防災会議等におきまして情報の共有を行っているところでございます。こちらには杉野議員も産業厚生常任委員長として出席をいただいて、審議をいただいているところでございます。

農家の皆様におかれましては、ここ近年、米は愛知県のＴＦＰ、こちらに約２，５００体、こちらの販売や各種小売店やＪＡへの販売ののち、残りを自家用米として保有されておりまして、自家消費分を除くとたくさんの余裕分はないものと認識いたしているところでございます。

また、玄米での保冷がほとんどでございまして、いざ必要な際には精米も必要になってまいりますので、すぐすぐは提供が難しいのも少しはあるのかなというふうに考えてございます。そうは言いましても南海トラフ地震などの不測の事態には供給システムが完全にストップしてしまい、農家の皆様にお願いすることとなりますので、先ほど申されました商店の小売業のネットワーク等も考えまして、産業振興課とも一緒になりまして、協力体制を今後検討を重ねてまいりたいと考えてございますし、村長がいつも申し上げます基本理念でございます、安全の安心の村づくりに努めてまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　４番、杉野久志君。

○４番（杉野久志君）　今、課長の答弁を聞いたわけですけれども、例えば、村は村長がお願いするというだけではなく、国・県が自分たちでも考えて持って来る。プッシュ型支援ということがおそらくあると思いますけども、その説明をよろしくお願いします。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　国からの支援につきましてお答えさせていただきます。

先ほども触れましたけれども、国、内閣府でございますけれども、こちら被災都道府県からの具体的な要請を待たず、避難者への支援を中心に生活環境に不可欠な物資、基本８項目でございます。こちらは食料、大人用のおむつ、毛布、携帯トイレ、そういったものでございます。こちらのほか、避難所の環境の整備に必要な物資、感染症対策に必要なマスクや消毒液等を調達し、被災地に緊急輸送する支援でございます。これが俗に言うプッシュ型支援というところで、こちらからの要請がなくとも国のほうからプッシュ型で送られてくるものでございます。

もう一つが同じく内閣府で運用してございます、新物資システム、通称Ｂ－ＰＬＯと申しますけれども、こちら令和７年の４月に構築されてございまして、平時には全国の地方公共団体の物資の備蓄状況を迅速に把握できるほか、発災時には国、地方公共団体、民間事業者等の間で物資の調達、輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現できる画期的なシステム支援でございます。

国のほうからはこういった２つの支援が用意されているところでございます。

○議長（那須良策君）　４番、杉野久志君。

○４番（杉野久志君）　今、国からの２つの支援があるということで、プッシュ型支援ということがありました。大規模災害の発生直後に被災した自治体からの具体的な要請を待たずに国や都道府県が避難生活に不可欠な物資を緊急輸送する仕組みということで認識できました。

また、村内の商店や農家にとって無償提供は大きな負担となります。災害時に提供された食料品に対する費用の補てんや買い取り、ルールについてしっかりと話し合いをしてもらうことで、農家や地元商店との協力体制ができると思っております。

最後に、災害時の食料確保を確実なものにするためには行政による公助のみならず、各家庭での自助、そして地域コミュニティにおける共助が一体となることが不可欠です。行政としての備蓄品拡充や民間協定の推進と並行し、村民お一人お一人が最低３日分、できれば１週間分の家庭内備蓄を意識できるようさらなる啓発活動の強化をお願いいたします。

特に本村の豊かさからは地域資源やコミュニティのつながりを生かした地域ぐるみの防災や公助に期待いたします。協力と地域が手を取り合い、万全の食料確保体制を築き上げることで災害への備えが誠に機能する水上村を目指していただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（那須良策君）　４番、杉野久志君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を１１時といたします。

－－－－－○－－－－－

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１１時００分

－－－－－○－－－－－

○議長（那須良策君）　休憩中の会議を再開します。

続きまして、３番、小川恵さん。

○３番（小川　恵君）　皆さん、こんにちは。３番議員の小川でございます。梅雨入り

を迎え、雨の日においては村内でも雨に濡れた緑が一段と深みを増しております。本日は梅雨晴れでしょうか、主婦としましては見逃したくない一日ではありますが、これから大雨の多い時期となりますが、どうか大きな被害が生じることなく村民の皆様が無事に過ごされますよう、心より願っております。

早速ではありますが、議長のお許しを得ましたので、通告に基づき質問いたします。

全国では毎日のように痛ましい事件や事故が報じられ、胸を締め付けられる思いを抱く方も多いと感じております。私自身も例外ではなく、こうした状況に強い危機感を覚えるとともに、地域の安全を守るための備えを改めて見つめ直す必要性を痛感しているところであります。

一方で、毎日のように事件や事故が報じられるといつしかその深刻さに気づきにくくなってしまう、そんな慣れの怖さも感じております。

しかし、そうした慣れこそが最も危険であり、地域の安全を守るためには、私たち一人一人が危機意識を持ち続けることが重要であると考えます。近年では、ＳＮＳを通じて若者が巻き込まれる闇バイト型の強盗事件が全国で相次ぎ、一般の家庭が突然被害に遭うケースも報じられております。特殊詐欺の手口はもうとても巧妙化し、訪問販売トラブルやＳＮＳを悪用した犯罪など、地域の安全を脅かす事案はとても多様化しているところであります。

地方である本村も決して無関係ではなく、人口減少や高齢化により、地域の見守りの目が弱まりつつある中、住民の皆様からも不安の声が寄せられました。

また、今年３月、京都府内で発生した小学生男児が父親に命を奪われた事件、とてもショックでありました。これは防犯カメラ映像が真相解明に大きく寄与したことが報じられ、子どもたちの命と安全を守るための備えの重要性を改めて実感しているところであります。

本村は、現在、人口約１，９００人、高齢化率は４７％超と、県内でも高齢化が進む地域であります。集落が点在し、夜間は暗く、人通りが少ないという地理的特性から何が起きても気づかれにくいという構造的な弱点も抱えています。

さらに、熊本日日新聞社の市町村別犯罪発生状況、こちら２０２６年の４月集計です。によれば、県内のほぼ全ての市町村で空き巣、車上狙い、特殊詐欺などが発生しており、本村だけが安全という状況ではもう決してありません。いつ、どこで、何が起こるか分からない社会となっている今、私たち一人一人が危機感を持ち、自分自身の問題として捉えていく必要があると考えます。

そこでまず、行政として本村の防犯環境をどのように認識されているのか。その根拠となる数字と併せてお示しください。

具体的には、人口構造の変化、空き家、犯罪やトラブル、防犯設備、見守り活動の５点についてお伺いします。これらの数字を踏まえ、本村の防犯環境をどのように認識しているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　それでは、お答えいたします。

まず、本村における防犯環境の現状認識ということでございまして、一般質問資料⑥の７ページ、こちらのデータで御説明をさせていただきます。

一つ目が人口構造の変化に関する状況でございます。

本村の高齢化率、先ほども議員おっしゃいましたとおり６５歳以上の割合になりますが、５月末現在で４７．１％でございます。人数にして６５歳以上が８８０人、人口が１，８６８人というところで乗じますと４７．１％でございます。

それから、単身の高齢者世帯数でございますが、こちらが９８世帯、同じく５月末現在でございます。５月末の世帯数が８４３世帯ですので、全体の１１．６％の割合でございます。

次に、昼間人口でございます。昼間の人口でございますが、こちらは国勢調査、２０２０年の国勢調査の数字を基に記載をさせていただいてございますけれども、１，６３７人、国調の２０２０年の人口が２，０３３人ですので、８０．５２％、言い換えますと、約２割が村外に出ている状況でございます。

二つ目が空き家に関する状況でございますが、空き家件数１２０件、こちら令和７年の３月現在でございます。管理不全空き家の件数は０件でございます。こちらは令和７年３月に策定いたしました、水上村空き家等対策計画によるデータでございます。

三つ目が犯罪トラブルに関する状況、こちらは村内の状況と併せて、警察のデータを基に記載をいたしてございます。

犯罪の認知件数でございますが、県内、令和６年度で６，７２２件、多良木署管内６０件、村内においては１件でございます。

特殊詐欺の被害件数、県内では５４７件、多良木署管内７件、村内では０件でございます。

次に、人吉消費生活センターへの相談でございますが、令和６年度の実績９件でございまして、１件は、投資話、残りの８件は契約トラブルによるものでございます。

それから、子どもへの声かけ事案の件数につきましては、令和６年度０件でございます。

冒頭申しましたとおり、犯罪認知件数、特殊詐欺の被害件数、子どもの声かけ事

案の件数等については、毎年、水上駐在所連絡協議会開催してございますので、そのときに多良木署から提供を受けたデータによるものでございます。

四つ目が防犯設備に関する状況でございますが、防犯灯の設置数５５４基、本年の４月１日現在でございます。

次のページをお願いいたします。

防犯カメラの設置場所・台数でございますが、合計９台でございまして、括弧の内訳にございますとおり、道路５件、こちらは旧岩野小学校交差点、ほいほい広場入口、汗の原親水公園のトイレ、それからキャンプ場、江代橋、以上は防災防犯カメラでございます。旧湯山小学校の１件につきましては、防災防犯カメラでございます。河川の３につきましては、河川カメラでございまして、小川内川、岩野橋、湯山馬場の北目川、古屋敷白水川古屋敷橋に道路も映り込む形で設置をいたしてございます。

防災アプリライフビジョンの登録者数でございますが、５月末現在で３４７人、５月末の人口が１，８６８人でございますので１８．６％でございます。

行政巡回の回数でございますが、年間・月間と書いてございますが、本村の回覧配布、月に２回行いますが、青パトで実施をいたしまして、月２回実施をいたしているところでございます。防災無線、ライフビジョンの周知回数につきましては、詐欺等で警察等から情報提供を受けた場合に周知をいたしてございまして、年間５１回行ってございます。

サイン塔の周知件数につきましても、同じく警察からの依頼を受けて年間３２回広報を行っているところでございます。

最後の五つ目、地域見守り活動に関する状況でございますが、子ども１１０番の家、３１か所委嘱をいたしてございまして、年間を通して見守りを行っているところでございます。こちらは個人宅や事業所等、岩野地区が１５か所、湯山地区が１２か所、江代地区４か所、計の３１か所に委嘱をいたしまして、子どもが不審者に声をかけられたり、身の危険を感じて助けを求めた際、一時的に保護をし、学校や警察などへ通報して子どもたちの安全を守る地域のボランティア活動でございまして、いわゆる駆け込み寺の役目を担っているものでございます。

次に、民生児童委員につきましては、１１名いらっしゃいまして、年間を通して、こちらも見守りを行っていただいているものでございます。

多良木地区少年補導員につきましては、２名、年間を通して行っていただいておりまして、こちら多良木警察署長が委嘱を行っているものでございます。

次に、人づくり推進協議会、こちらは１７行政区、年間を通して区長、学校、ＰＴＡなどの各種団体が一緒になって見守りを行っていただいているところでござい

ます。

最後に、総合教育会議でございますが、年３回、４月、７月、１１月に開催をされてございます。こちらは、村、教育委員会、学校、ＰＴＡ等で情報を共有し、防犯対策もその一環として取り組まれているものでございます。

以上が本村における防犯環境の現状認識をデータで表したものでございます。

昨今、冒頭、議員もおっしゃいましたように、京都男児殺害事件、それから、匿名流動型犯罪グループによる栃木強盗殺人事件、それから、兵庫母子殺人事件など、凶悪犯罪や特殊詐欺においても巧妙化し、増加している状況でございます。犯罪を事前に防ぐ環境としては、人的な防犯活動、いわゆるソフト面でございますが、こちらと併せて、建物、道路、公園等の物理的な環境、ハード面の整備強化を行うことで、犯罪の抑止に繋がっていくものと認識をいたしてございます。

大きくは４つございまして、一つ目は、対象物の強化として、補助錠の 設 置 や防犯フィルムの設置、二つ目は、進入等の抑制として門扉、フェンス等の設置や足場になるようなものの除去でございます。三つ目が、監視の確保としての防犯カメラや照明灯の設置、四つ目が領域性の確保として住民の輪、こちらはコミュニティの形成により部外者が進入しにくいような環境をつくるもので、この四つが非常に重要であると考えてございます。

本村には、水上村生活安全条例というものがございます。資料９ページをお願いいたします。

第１条の目的では、３行目から読み上げますが、村民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行うことにより、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とするものでございます。

村の責務と村民の責務がございまして、第３条の村の責務第１項、こちらに６つございまして、一つは、幼児、児童、生徒等の安全確保のための施策、二つ目、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の浄化、三つ目、犯罪等の防止に配慮した環境の整備、四つ目、高齢者の生活安全対策、五つ目、生活安全確保に関する広報啓発、六つ目で、全各号に掲げるもののほか、村民の生活の安全確保のために必要と認められる施策でございまして、第２項では、村は前項の施策の実施に当たっては関係行政機関及び関係団体と密接な連携を図るものとすると規定をいたしてございます。

第４条の村民の責務では、村民は、自らの生活安全確保及び地域安全活動の推進に努めるとともに、村が実施する生活安全対策に協力するものとすると規定をいたしてございます。

また、第５条では、生活安全推進協議会の規定がございまして、一つとして、各

種防犯及び交通関係団体の代表者、二つ目、関係行政機関の職員、三つ目、村議会総務文教常任委員長、四つ目、学識経験者その他地域の安全に関し見識があると認められる者、五つ目として、その他村長が必要と認める者、この２５名以内をもって組織し、生活安全対策に関する事項を協議し、村長に意見を述べることができる者と規定をいたしてございます。

同条の第４項には、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めるものとされてございまして、資料１０ページをお願いいたします。

これを受けまして、水上村生活安全推進協議会規則が制定されてございまして、第２条で、委員の任期は３年とし、第３条では、会長を村長、副会長を区長会長と規定をいたしているところでございます。

この規則をもとに毎年７月、夏休み前に生活安全推進協議会を開催いたしてございます。

資料１１ページをお願いいたします。

こちらには、令和７年度の水上村生活安全推進協議会名簿を記載させていただいてございます。

水上村生活安全条例第５条に基づき、各関係機関の皆様に委嘱を行っているところでございます。現在の委員数は１５名で、多良木署警察署長にも顧問としてお願いをいたしているところでございます。

この会議では、多良木警察署管内や村内での犯罪発生の状況の報告や本村における防犯や消費者行政に関する取組、交通安全に関する取組、また、水上学園での取組等を共有いたしまして、犯罪の抑止に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　３番、小川恵さん。

○３番（小川　恵君）　ただいまの御答弁を伺い、本村が抱える防犯上の課題が人口構造や空き家の状況、見守り体制の現状など、数字としても明確に表れていることを確認いたしました。

例えば、人口構造の変化に関する数字において、地域の見守り力の低下や犯罪リスクの増加に直結する非常に重要な指標であると考えております。

説明の中にもありましたが、本村の昼間人口は１，６３７人、昼夜間人口比率は約８０％となっております。つまり、昼間には常住人口の約２割が村外に出ており、これは村内の無人時間帯が生じやすい状況、このことは防犯上の脆弱性にもつながる重要な数字であると受け止めました。

そして、この数字は単なる統計ではなく、昼間に外へ出ても人にあまり会わなくなったという住民の皆さんが日ごろ感じておられる暮らしの実感、そのものを表す

のではないでしょうか。

数字として示されることでこれまで何となく不安だったものが確かに人が減っているという現実として見える化される。この見える化こそが防犯を考える上で非常に大切だと思っております。

一方で、住民の皆様の中には、夜帰り道が暗くて不安、訪問販売の対応に困った、怖かった、地域の見守りが薄くなってきているのではといった数字には表れにくい暮らしの不安がこれまで以上に大きくなっている方もおられると感じております。さらに、特殊詐欺や空き巣といった犯罪は、まだ起きていないから自分は大丈夫ではなく、起きないように先手を打つ視点が求められております。

本村では、これまでも防犯灯の整備や広報、巡回、行政としてできる取組を継続してこられたことは十分承知しております。しかし、人口減少や高齢化が進む中で、行政の人的、時間的な制約から行政だけで地域全体を見守ることは一定の限界があることも現実として出てきているのではないでしょうか。

私が考える限界とは、人的、時間的、方法、あと高齢者が詐欺被害に遭いやすいという構造的なリスク、働き世代の昼間の不在による見守り力の低下、そして、行政巡回の限界など、様々な要因が重なって生じているものです。

行政としてこうした暮らしの不安の広がりをどのように受け止め、行政による防犯活動には一定の限界があるという点をどのように認識されているのか、その見解をお聞かせください。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　それでは、お答えいたします。

先ほど杉野議員もおっしゃいましたけれども、一般的に防災で使われる自助、共助、公助の考え方は、防犯においても非常に重要でございます。犯罪のない村づくりのためには、自助として、二重ロック、それから、防犯カメラの設置などで自分の身を守る。共助として、住民同士の挨拶や合同パトロールなど地域で助け合う。公助として、先ほど御説明しました防犯灯の整備や警察によるパトロール、防犯教室等行政の支援、これらを相互連携することで一層大きな効果を発揮するものと認識いたしてございます。

犯罪しようとするものが嫌がるのは、住民の目と住民同士の連帯とも言われてございます。議員おっしゃいますように、防犯活動に限界があるのも事実でございますけれども、犯罪を１００％防ぐのは不可能であっても、地域住民の強い結束があれば犯罪は自然と減る傾向にございますので、自助、共助、公助、お互い連携することで１００％に近づけていくことは可能であると考えてございます。

先ほどの御質問同様、村長が目指す基本理念でございます、安全安心の村づくり

に引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（那須良策君）　３番、小川恵さん。

○３番（小川　恵君）　行政としても防犯活動には一定の限界ある。しかし、自助、共助、みんなで防犯意識を高めていけば１００％に近づけるということを認識しました。こうした見解を踏まえますと、行政だけで防犯を担うのではなく、答弁にもありましたように、地域や住民の皆さんとともに防犯力をぜひ高めていきたいと思っております。

こうした現状を踏まえますと、行政の取組を補完し、住民の安心につながる新たな対策として、私は一つ提案したいと思います。それは個人宅への防犯カメラ設置を支援する補助制度の導入です。

近年、ほかの自治体では、子育て世帯、高齢者世帯、空き家が多い地域、犯罪不安が高いエリアなどを対象に個人宅の防犯カメラ設置を支援する制度が広がっており、犯罪抑止や事件発生時の迅速な解決につながった事例も報告されております。特に、芦北町の取組は、先進事例として非常に参考になるものです。当町の担当者からも丁寧に説明をいただきました。年度当初から申請や問い合わせが相次ぎ、住民から高い支持を得ている利用率の高い補助制度であるとのことでした。実績も年々増加しており、住民の安心につながる施策として一定の評価を得ていると伺っております。

防犯カメラは犯罪の抑止、不審者の早期発見、事件発生時の証拠確保に有効であり、行政の巡回や啓発では補いきれない部分をカバーできる手段です。つきましては、芦北町をはじめとする先進事例も参考にしながら、本村においても制度設立の検討を進めていただきたいと考えておりますが、御所見を伺います。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　それでは、お答えいたします。

議員おっしゃいますように、人口減少や高齢化などの社会構造の変化は避けられず、少なからず地域の見守り機能は減少していくものと私どもも認識をいたしているところでございます。個人宅への防犯カメラ設置を支援する補助制度導入についての御質問でございますが、県内で補助を行っている市町村、９市町村ございまして、一般質問資料１２ページをお願いいたします。

上段の熊本市から宇土市までは自治会や防犯団体を対象とした補助となってございます。下段になります緑色で色づけしております芦北町から五木までが個人を対象にしている町村でございまして、芦北町につきましては、補助率が個人が３分の２、団体が４分の３、上限が個人７万円、団体が２０万円という個人と団体への補助でございます。

郡内につきましては、多良木町と五木村が補助を行ってございまして、多良木町が２分の１の補助で上限２万円、対象は個人・個人事業主・法人となってございます。五木村につきましては、同じく２分の１の補助で上限が１万円、対象は個人のみとなってございます。多良木町につきましては、昨年の７月から、五木村につきましては、今年の４月から施行をしているところでございます。

冒頭でも触れました京都男児殺害事件、匿名流動型犯罪グループによる栃木強盗殺人事件、兵庫母子殺人事件などの凶悪犯罪の犯人の特定につながるものとして防犯カメラの映像が非常に有効な手段となっているのも事実でございますので、自助における防衛手段として今後補助制度導入に向けて前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（那須良策君）　３番、小川恵さん。

○３番（小川　恵君）　ただいまの御答弁を伺いまして、個人宅への防犯カメラ設置補助制度につきましては、行政としても一定の必要性や有効性を認識され、ほかの自治体の事例も踏まえながら前向きに検討していく姿勢を示していただいたものと受け止めました。

人口減少や高齢化が進み、地域の見守り機能が弱まる中で、自宅周辺の安全を確保したい、子どもや高齢の家族を守りたいといった住民の皆さんの不安は今後も続くものと考えております。

実は今回の質問にあたり３０名ほどの方から直接お話を聞かせていただきました。日頃の暮らしの中で感じておられる不安や御意見をしっかり聞いてまいりました。簡単に少しだけ紹介させていただきますと、まず、「普段の外出や就寝時に鍵をかけていますか」という問いに、ほとんどの方が「かけている」ということでした。これは日常的な防犯意識の高さが伺えます。

次に、「御自宅や農機具、倉庫、地域の防犯で心配なことはないですか」という問いには、「田舎だから大丈夫という油断が一番心配だ」という声が多く寄せられました。これは地域の脆弱性を住民自身が強く感じていることが分かりました。さらに、「補助金が出るなら防犯カメラは設置しますか」という問いには、「ぜひつけたい」「補助額によっては前向きに検討したい」という回答が多く、制度への期待の高さが明確に示されております。そして、「もし事件があったときに映像提供についてはどうですか」という問いに、「地域のためなら協力する」と答えられた方がほとんどです。これは住民の皆さんが地域の安全を守るという思いを持っていることと考えております。

こうした声を踏まえますと、防犯カメラ設置の支援は行政の限界を補い、住民自身が安心を確保するための有効な手段になり得ると考えます。加えて、特殊詐欺は

急速に高速化しており、従来の啓発だけでは防ぎきれない段階に入っているのではないかと思っております。

国におきましても２０２５年４月の総合対策２．０で特殊詐欺対策機器の導入を強力に推進しており、本村におきましてももう既に機器を活用した予防策を取りれていることから、こうした流れをさらに進めていく必要があると考えております。

また、第６次水上村総合計画が掲げます安全・安心の確保を実効性あるものとするためにも現代の防犯課題に対応した具体的な施策が求められています。

そこで、最後に、村長にお伺いいたします。

これらの国の政策や本村のこれまでの取組、そして第６次総合計画の理念を踏まえまして、今後、本村として防犯力向上にどのように取り組んでいくお考えなのか、御所見をお聞かせください。

○議長（那須良策君）　中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君）　お答えさせていただきたいと思います。

今まで村人が努めてやってこられましたこと、それから、村がやってきたこと、それから、地域がやってきたことにつきましては、総務課長が縷々答弁をしたところでございます。やはりこれは公助といいますか、役場だけで全てが解決する問題ではございませんで、やはり自分でやるべきことは自分でやっていく。それとやはり地域のコミュニティのどうしてもそういった醸成が必要でございます。今回ですね、実は違う角度からですけど、老人クラブのほうにですね、コミュニティを増進してもらおうということと、仲間を増やしてもらおうということの意味合いをもって、新たに補助金制度をつくりました。１９名以下につきましては５万円、２０名から３４名までに対しては１０万円、３５名以上につきましては１５万円ということです。これは狙いはやはり人づきあいが希薄になっていっている。もうそのことが一番問題なのかなと思っておりまして、それとやはり老人会に魅力がなかったのかなということも併せてです。やはりこういったことによって、老人会が、その地域の老人会がまとまりを持ってもらう。このことはまさに向こう三軒両隣、これはイコール共助なんですよ。こういったことをどんどんどんどん推進してもらおうということでやったことです。

やはり犯罪というと、抑止したり、防止するためには、人の目が気になります。今空き家の状況が１２０件ということで、先ほど申し上げました。やはり空き家が増えてきます。しかし、地域の面積は変わりません。家がどんどん点在化してくる。そういった中では特に向こう三軒両隣の精神が必要になってまいります。誰かが見とってくれる。両隣も、川、道路隔てた反対側の人たちも全部見とってくれる、そういったことが一番大切だなということを認識しておりますので、そういったこと

はまたこれから先もどんどん進めていこうかなと思っております。そういった中で、やはり今本当にいろんな国、それから都道府県、市町村がいろんな防犯とか、そういったことに気を使っていろんな物事を進めておりますが、それを上回るスピードで犯罪のほうのスピードが進んでいるなと思っております。これはＳＮＳであり、ＡＩであり、本当に上手にうまい具合、良いほうに使うのであればいいんですけど、犯罪のほうにもって使っている。そういったことが今顕著に見られておりますので、これはやはり自助、共助の部分じゃなくして公助が必要なのかなということも考えております。考えていかなければならないと思っております。

そういった中で、今、県内の状況、それから、この人吉球磨の状況についても説明を申し上げました。こういった中で、やはり公平負担の原則と、そういったこともずっと考えながら、ずっと考えておりまして、例えば、今防犯カメラを村内に６基つけております。先ほど申し上げましたですね。旧岩野小学校の交差点から始まりまして、キャンプ場とか江代橋とか全部つけておりますが、これもじゃあ街中だけつけた場合には、じゃあ周辺部はどうなるんだという話がありますので、そこはやはり公平負担の原則から厳しい、じゃあそういったことじゃ公平負担をきちんとやっていくためどうなのかということになりますと、個人の家に補助をしながら防犯カメラを設置していく。もうそれが一番公平性があるのかなと思っております。

そういった中で、防犯カメラも私もいろんなところで調べてみました。そうしたら、画素数でも、例えば、ドライブレコーダーにつきましては２００万以上の画素数でないと、やはり鮮明な画像が撮られませんので、それが本当に事故とかで役立つのかどうか、トラブル解決になるかというところが疑問でございましたので、２００万画素以上を対象とするということで、ドライブレコーダーについてもしておりますので、やはりそういった中で、じゃあ防犯カメラについての画素数を何以上にするのかとか、今度は車の場合はですね、ぼんと打ち当たった場合ですから、すごい至近距離ですので、ある程度その画素数の問題はクリアできるんです。ただ今度は自宅につけた場合には道路から自宅までの距離が短い場合、と長い場合、じゃあ３０メーターぐらい先のも感知するのか。それともう本当１０メーターぐらいしか感知しないのか。そういったこともございますので、こういった画素数の問題をちょっとしっかりと検討しなければなりませんし、今も、例えば、そういった防犯カメラだけであって、そこにそのカードで、後でそれを事象を見ていくというやつもありますし、もう一つは、モニターとセットになったやつもあります。家庭の中で実際起きていることをモニターで見る。また、それよりさらに進んだのは、専用アプリを入れて携帯電話に転送をして、携帯でも見る。じゃあここに不在であったも、熊本にいても、東京にいてもそれを見ることができて、それに語り掛けるこ

とができて、敷地から出てくださいとか、何の用ですかということもできる、そういったやつもあります。料金も本当に２００万画素数以上対象にしましてもいろいろあります。単価が１万円から１万５，０００円でできるやつもありますし、６万円ぐらいかかるやつもありますし、いろんなやつがあります。そういったことと、先ほどいろんな公共機関とか提出の要請があった場合という話が出ましたが、やはりそこはそういった犯罪を抑止、防止していくためには、当然そういった御協力もいただけることがやはり条件かなと思っておりますので、そこいらを踏まえて、ここ数か月のうちにですね、きちんと確認をして、そして、どういったものが一番いいのか。補助対象にするならどういった考えがいいのかということをちょっと事務方のほうで、担当課のほうで一応そこを前向きに検討してもらいたいと思います。

それと、やはりこの物価高の状況でございますので、果たして補助率が２分の１が妥当なのか。３分の２が妥当なのかということもあります。そういったことも含めまして、しっかりとした、本当にその命を守っていくためには必要なことですので、しっかりとそこあたりも補助率も財政的に無理しないような高率補助、そういったことも考えていきたいと思います。

これちなみに一つの例ですけど、今、ふるさと納税ということで、自然環境、生活環境の保全向上という項目がございます。そこに今１億４，０００万円の部門別預金をしておりますので、仮に１件当たり３万円とか、４万円ぐらいの補助をした場合には、全部で今八百四、五十戸ですので３，０００万円ちょっとでありますが、ただ１００％設置はちょっとないのかなと思っておりますし、じゃあ全て仮にですよ、仮に３分の２でした場合に、じゃあ６万円のやつを全部つけられるか。やっぱり１万円とか１万５，０００円でも結構いい品物もありますので、そういったことになりますと、マックスでみてもそうやって３，０００万円ちょっとぐらいでできるのかなと思いますので、その辺については、しっかりと財源の確認をしながらですね、有効な手立ても前向きにそこは考えていきたいと思いますので、今日の答弁はそういったことで御了承いただければと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（那須良策君）　３番、小川恵さん。

○３番（小川　恵君）　本村の現状や課題を丁寧に踏まえた上で先進事例の調査、あと庁内での検討、それで進めていくという、今現在は前向きな姿勢を示していただき、大変心強く感じております。

個人宅への防犯カメラ設置支援につきましては、目的、対象、あと今言われたように財政面なども整理すべき点があると思います。ぜひ、他町村等の先進事例を丁寧に分析して、本村に適した形を検討していただくことで、それが住民の皆様の期

待に応える大きな一歩となるものと考えたいと思っております。

地域のつながりが少しずつ変わってきている今だからこそ人の目と併せて、安心を支える仕組みを整えていくことが大切ではないでしょうか。

今回、村内で聞こえてきました小さな不安の声を私は今回見過ごしてはならないと思って、以上、３項目にわたり質問させていただきました。地域の安全は行政だけではなく、住民一人一人の思いや行動、そして、地域全体の支え合い、先ほども言われました自助、公助によって成り立つものです。私自身もこれからも住民の皆様の声に耳を傾けながら安心して暮らせる水上村の実現に向けて引き続き提案と働きかけを続けてまいりたいと思います。

村長はじめ行政の皆様には、今後とも前向きな御検討と実効性ある施策の推進をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（那須良策君）　３番、小川恵さんの一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。再開を１３時といたします。

－－－－－○－－－－－

休憩　午前１１時４０分

再開　午後　１時００分

－－－－－○－－－－－

○議長（那須良策君）　休憩中の会議を再開します。

続きまして、２番、杉野貴文君。

○２番（杉野貴文君）　２番、杉野です。それでは、議長から発言の許可がございましたので、通告書に基づきまして一般質問をいたします。

湯山地区簡易水道につきましては、湯山祓川に荒天時でも濁りのない安定した良質な水源が新たに確保されまして、今年度から計画総事業費１２億１，４００万円をかけまして５か年に及ぶ施設の更新事業に着手されました。

一方で、同様に施設の更新時期を迎えます岩野地区簡易水道につきましては、新たな水源の確保と、併せまして、渇水期における水不足への対策も喫緊の課題となっている現状から、岩野地区簡易水道の水源確保対策について一般質問をいたします。

岩野地区簡易水道創設時の計画給水人口と現在の給水人口についてお伺いいたします。

○議長（那須良策君）　信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　お答えいたします。

まず、右肩番号⑥一般質問資料１３ページを御覧いただきたいと思います。

岩野地区簡易水道事業の推移を示した資料でございます。岩野地区簡易水道事業

につきましては、昭和５９年に創設しております。創設時における計画給水人口は１，３００人、令和８年３月末の給水人口は９１４人となっております。事業開始から４２年が経過し、創設時から比較しますと給水人口は３８６人減少し、約３割が減少している状況でございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　２番、杉野貴文君。

○２番（杉野貴文君）　ただいま御説明がございましたが、給水人口の減少はあるものの、生活様式も変化しておりまして、トイレの洋式化、水洗化に伴い、１人当たりの使用水量は増加していると思いますが、創設時計画給水量に対しまして、現在の給水量についてお伺いいたします。

○議長（那須良策君）　信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　資料１３ページを御覧いただきたいと思います。

昭和５９年の創設時から公共下水道整備事業が完了しました平成１６年度以降につきましては５年ごとの推移を示しております。水色のバーが岩野地区全体の１日当たりの給水量、灰色のバーが１人当たりの給水量、赤色の折れ線が給水人口、青色の折れ線が下水道接続率を示しております。

創設時における計画給水量は、１日当たり３６８立方メートル、令和８年３月末の給水量は１日当たり３７６立方メートル、給水人口は３８６人減少しておりますが、岩野地区全体での使用料は８立方メートルの増となっております。また、１人当たりの１日の使用水量は計画時におきましては２８３．１リットル、令和８年３月末では４１１．４リットルと１２８．３リットル増加しております。１人当たりの使用水量増加の要因につきましては、平成９年から１５年までに整備されました公共下水道への接続により、トイレの洋式化、水洗化率が年々高まり、１人当たりの水道使用量が増加したものでございます。

なお、令和８年３月末の公共下水道の接続率につきましては、９３．４％でございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　２番、杉野貴文君。

○２番（杉野貴文君）　ただいま説明がありましたように、公共下水道への接続率の上昇もございますし、創設時にはなかった公共施設、村営住宅、民間事業所、老人福祉、介護施設等の整備も使用水量の増加に影響しているものと思われます。

現在、楊貴妃橋上流部の第一水源及び天の川橋上流部の第二水源により給水されておりますが、渇水期における不足する給水量はどれほどなのかお伺いいたします。

○議長（那須良策君）　信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　お答えいたします。

令和７年度におきましては、令和７年１０月以降、少雨傾向が続き、特に令和８年１月におきましては、例年８０ミリメートル程度の降雨量に対しまして３ミリメートルと極端に少なく、岩野浄水場におきましては、配水池の水位が平常時の３．０メートルから２．１メートルまで低下し、断水する恐れがあったことから、令和８年１月から２月にかけて給水車により岩野浄水場への補水を行っております。４トン給水車により１日１０往復、４０立方メートルを補水することにより、配水池の水位は保たれたため、令和８年１月の渇水期におきましては、１日に約４０立方メートルが不足していたものと推測されます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　２番、杉野貴文君。

○２番（杉野貴文君）　ただいま４０立方メートルの不足があったと答弁ございましたが、４０立方メートルということは、先ほど説明がありました、１人当たりの１日使用水量で換算いたしますと約１００人分に相当する飲用水が不足したということになります。夜間の追い込みによる水位回復が見込めず、節水の呼びかけと給水車を用いた緊急的な給水の対応に建設課におかれましては大変御苦労、苦慮されたことと存じます。

これまで新たな水源確保のため、試掘ボーリングを行ってきておられますが、場所の選定に至った経緯と確保できた水量及び水質の結果について、改めてお伺いいたします。

○議長（那須良策君）　信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　お答えいたします。

試掘ボーリングの場所の選定につきましては、まず、第一次選定として、岩野浄水場までの導水管の敷設距離や、ポンプ設置費、整備後の電気料金など送水コストを考慮しまして、浄水場に近い幸野地区で検討を行っております。

次に、第二次選定として、地質調査専門業者から岩野浄水場や幸野地区内の地形や地質など専門的な意見を聞いた上で、球磨川右岸に形成された崖錘地形と言われる背後斜面の崩壊により土砂等が堆積し、地下水を蓄えやすい地形において候補地の選定を行っております。

第一次選定における送水コスト、第二次選定における地形・地質など地理的条件を総合的に判断し、令和３年度において電気探査調査業務を行っております。電気探査調査業務により水脈の位置、深度等の解析を行い、水源地としての有望地点であった幸野地区につきまして、令和４年度に試掘ボーリングを行っております。幸野原地区につきましては、令和５年度に試掘ボーリングを行っております。

場所につきましては、一般質問資料１４ページの中ほどとなります。

次に、水量及び水質の結果につきましては、①幸野地区につきましては、掘削深度が１２０メートルで、限界揚水量、いわゆる井戸における最大の揚水量となりますが、こちらが毎分１２０リットル、適正揚水量、いわゆる井戸に負担をかけずに安全に取水できる地下水量となりますが、簡易水道施設の場合は、限界揚水量の５０％で算出するため、毎分６０リットルとなり、１日当たりの適正揚水量は８６立方メートルとなります。水質につきましては、水道法に基づく原水４０項目の全ての項目において基準値以下の結果となっております。

次に、②幸野原地区につきましては、掘削深度が６０メートルで、限界揚水量は毎分１０６リットル、適正揚水量は５０％の毎分５３リットルとなり、１日当たりの適正揚水量は７６立方メートルとなります。水質につきましては、一般細菌の１項目のみ基準値を超えておりますが、通常の滅菌処理のみで飲用は可能となるという結果となっております。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　２番、杉野貴文君。

○２番（杉野貴文君）　ただいま御答弁ございましたが、水源を確保する前提条件として、水源地が浄水場に近いこと、専門的な地形、地質学的考察、その裏づけとして、水脈の存在確立を高めるための電気探査を行った上でボーリングを実施されておりますけども、水質は基準値に適合するものの、期待する水量の確保は難しく、現状のところ保留という結果のようでございます。

水源を地下水に求める最大のメリットは、渇水時におきましても比較的安定、濁度が低い、季節変動が小さいといった天候に左右されることなく安定した安全で良質な飲用水の供給にあります。

今日まで供給されております川内地区簡易水道の地下水源を利用した給水の方法も検討してみてはどうかと思うわけでございますが、創設時の計画給水人口と現在の給水人口、また、創設時の計画水量に対し、現在の給水量についてお伺いいたします。

○議長（那須良策君）　信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　お答えいたします。

一般質問資料１４ページを御覧いただきたいと思います。

まず、平成１４年、川内地区簡易水道事業創設時における計画給水人口は１３０人、令和８年３月末の給水人口は９３人となっております。

事業の創設時から比較しますと給水人口は３７人減少し、約３割が減少している状況でございます。

計画給水量につきましては、事業創設時においては、１日当たり３３立方メートル、令和８年３月末の給水量は１日当たり２２立方メートルと、川内地区全体での使用料は１１立方メートル減少しております。

また、１人当たりの１日の使用水量につきましては、計画時におきましては２５４リットル、令和８年３月末では２３６リットルと、１８リットルと若干減少している状況でございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　２番、杉野貴文君。

○２番（杉野貴文君）　川内地区簡易水道の水源を利用できるとすれば、必要な給水量に対応した中間層を給水エリア末端である小川内地区周辺に新たに設置し、そこに貯水した余剰水をほいほい広場隣接地に設置してございます第二配水池に圧送することで、上楠、宮田、里坊エリアに給水できるのではないかと考えられます、川内地区簡易水道のスペックを考慮し、給水エリアを限定することで、補助的な水不足解消対策の一つとなると考えられますが、見解を伺います。

○議長（那須良策君）　信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　まず、川内地区の簡易水道の地下水源の状況でございます。

掘削深度は１００メートルで、限界揚水量は毎分４００リットル、適正揚水量は５０％の毎分２００リットルとなります。１日当たりの適正揚水量は２８８立方メートルとなります。適正揚水量が１日当たり２８８立方メートルに対しまして、現在の使用水量は１日当たり２２立方メートルであるため、１日当たり２６６立方メートルの地下水に余裕がある状況でございます。

ほいほい広場に隣接する第二配水池から給水しております岩野地区のエリアにおきましては、現在、給水人口が５５６人、１日当たりの使用水量は２０９立方メートルとなってございます。

第二配水池エリアにおける使用水量が２０９立方メートル、川内地区の地下水源の余剰水が２６６立方メートルであるため、岩野地区第二配水池エリアを補える水量を有しております。

したがいまして、大雨時の漂流水の濁りにより取水できない場合や、渇水時期における水不足の際には、川内の地下水源は補助的な水源として活用できる水量を有してございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　２番、杉野貴文君。

○２番（杉野貴文君）　川内地区簡易水道の限界揚水量は毎分４００リットル、先ほど説明がございましたように、簡易水道の場合はその５０％が適正揚水量となります

ので、毎分２００リットルの揚水が可能となりまして、１日にいたしますと２８８立方メートルとなります。計画給水量が１日当たり３３立方メートルということになりますけども、火災が発生した場合等の初期消火に必要な消火栓の必要水量を加えまして、７０立方メートル級のステンレス配水池を設置し、６０立方メートルの有効水量が確保できることになっております。そのようなことからも、この余剰水を一度に全て使用することはできないと思いますけども、配水池の運転水位に注意し、給水に必要な水量を確保しつつ、過剰揚水にならないように、適正揚水量の範囲内の運用であれば、上楠、宮田、里坊エリアへの渇水期のみならず、表流水の取水ができない場合の補助水源として水量を確保することは可能ということのようでございます。

更新時期を迎えます岩野地区簡易水道の整備事業を進めていくうえで、表流水に代わる新たな地下水源を確保するのか。あるいは現在供用されている地下水源との併用を図るのか。

いずれにいたしましても渇水期における水不足の解消なくしては事業の進捗が望めないのではないかと考えますが、今後の水源確保に向けた取組や展望についてお伺いいたします。

○議長（那須良策君）　信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　岩野地区簡易水道事業におきましては、これまでに幸野地区においてボーリング調査を行ってまいりましたが、適正揚水量は幸野地区８６立方メートル、幸野原地区７６立方メートル、幸野、幸野原地区を合わせた適正揚水量は１６２立方メートルで、地下水源のみで現在の岩野地区全体の１日当たりの給水量３７６立方メートルの確保には至ってない状況でございます。

また、近年の物価高騰による資材単価の高騰や人件費の高騰は、工事費に直結し、今後必要となってきます施設や管路更新など総合的に考えてみますと、新たな地下水源の掘削は十分な水量の確保や飲用水に適合する水質の確保におきましてリスクが伴います。

また、試掘ボーリングに係る経費につきましては、国庫補助、地方債の対象外であるため、財政面においても大きな負担となります。

このようなことから、まずは渇水期における水不足対策としまして、現在の表流水であります第一水源と第二水源、合わせまして、村で有する地下水源、幸野、幸野原地区、または川内地区の地下水の併用について検討を行いたいと考えております。

まず、表流水であります第一水源、第二水源におきましては、大雨時の濁り水によりまして年に数回取水制限を行っていることから、現在、濁度処理対策における

検討業務を行っているところでございます。

地下水源におきましては、幸野、幸野原地区の適正揚水量が１６２立方メートル、川内地区の余剰水が２６６立方メートルと、今年の渇水期において不足します水量４０立方メートルは補える水量を有していますことから、幸野、幸野原地区の岩野浄水場への補水、あるいは、川内水源の岩野第二配水池への補水につきまして、工事費や維持管理コスト、施工性などを比較検討を行っていきたいと考えております。

今後も現在供用しております貴重な水源を守りつつ、引き続き浄水場周辺の濁りや枯渇がない表流水の確保や既設水源の有効利用につきまして総合的な検討を行い、岩野地区における安全・安心な水の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　２番、杉野貴文君。

○２番（杉野貴文君）　独立採算制の原則に則り、公営企業会計により運営されます簡易水道事業でございますので、その施設整備にあたっては、建設コスト、ランニングコスト、公債費比率、起債の償還年限等を十分精査されまして、財政状況の硬直化を招かないように、また、給水原価と供給単価に大きな影響が生じないように取り組んでいただきたいと思います。

現状、水道手をはじめ建設課におかれましては、渇水期の水不足対策、さらにはその頃の大陸からの寒気団による厳しい冷え込みに備えた水道管の凍結防止対策や破損が生じた場合の修繕工事等に追われ、また、梅雨の大雨や台風など荒天時における表流水の取水制限、沈殿槽の目詰りの解消といった適正な管理と安定給水に努めるなど、現場での対応に大変御苦労されていることと思います。

先ほど答弁がございました、第一、第二水源表流水の高濁度処理の検討に加えまして、今日供用されております川内地区簡易水道の余剰水や現状保留となっております幸野、幸野原地区の地下水を併用した事業の可能性を調査いただき、渇水期の水不足の解消と併せまして、岩野地区簡易水道の更新事業が前進いたしまして、担当課の労務の軽減につながりますことを願いまして、一般質問を終了いたします。

○議長（那須良策君）　２番、杉野貴文君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。日程第５　報告第１号から日程第８　報告第４号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

一括して上程します。

－－－－－○－－－－－

日程第５　報告第１号　令和７年度水上村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第６　報告第２号　令和７年度水上村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第７　報告第３号　令和７年度水上村簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第８　報告第４号　令和７年度水上村下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（那須良策君）　報告第１号　令和７年度水上村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第２号　令和７年度水上村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第３号　令和７年度水上村簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第４号　令和７年度水上村下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　それでは、議案書①、２ページをお願いいたします。報告第１号　令和７年度水上村一般会計繰越明許費繰越計算書。

地方自治法第２１３条第１項の規定により下記のとおり繰越しをしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、報告するものでございます。

令和７年度水上村一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、今回、合わせて１４件、１６億８，１７３万７，０００円の事業繰越しを行ってございます。

１件目の総合行政システム費につきましては、国の令和７年度補正による住民記録システム、旧氏ふりがな記載改修に伴うもので、今月発注予定で令和９年３月までの完了を予定してございます。

２件目の地域公共交通検討対策費につきましては、くま川鉄道安定化補助金、災害復旧費分で工事完了を受けて令和９年３月までの交付を予定してございます。

３件目、市房ダム湖周辺整備計画策定事業につきましては、現在策定中で、完了は９月を予定してございます。

４件目、地方創生事業費につきましては、旧岩野小学校、ハンモ水上への水上企業誘致促進事業補助金でございまして、こちらは４月に完了いたしてございます。

５件目、水上村経済回復活性化事業費につきましては、１月発行の第３回水上村生活応援券、今月発行の第３回水上生活応援券、電気料高騰補填分、そして、ＬＰガス世帯向け、物価高騰対応生活支援交付金に係るもので、１月発行の第３回水上生活応援券が８月に完了予定、今月発行予定の第３回水上生活応援券、電気料高騰補填分とＬＰガス世帯向け物価高騰対応生活支援交付金につきましては、１２月に

完了予定でございます。

６件目、スポーツ環境整備事業費につきましては、旧湯山小学校改築工事と陸上競技場造成工事２工区、３工区に伴うもので、現在、施工中で事業完了は７月を予定してございます。

７件目、公営企業会計繰出金につきましては、簡易水道事業会計の簡易水道施設ネットワークカメラ設置工事、岩野地区浄水施設更新検討業務、物価高騰対応による水道料基本料金減免分に係るもので、簡易水道施設ネットワークカメラ設置工事につきましては、５月に発注済みで９月完了予定でございます。岩野地区浄水施設更新検討業務については、現在、施工中で１１月に完了予定、水道料金の基本料金減免については、１２月分までを予定してございます。

８件目、農業基盤整備費につきましては、国の令和７年度補正による高澄溝用水路改修工事に伴うもので、８月に発注し、事業完了は年度末を予定してございます。

９件目、道路新設改良費につきましては、村道石舟五本松線道路改良工事に伴う新無反野橋橋梁上部工工事、村道岩野横断線道路改良工事に係るもので、新無反野橋橋梁上部工工事につきましては、現在、施工中で８月に完了予定、村道岩野横断線道路改良工事につきましても、現在、施工中で８月に完了を予定してございます。

１０件目、道路舗装費につきましては、村道宮原神揚線道路舗装工事に伴うもので、こちらは４月に完了してございます。

１１件目、６年災林道施設災害復旧費につきましては、林道梅木鶴線災害復旧工事、台風１０号分、それから、林道梅木鶴線災害復旧工事、９月豪雨に伴うもので、現在施工中で、事業完了は年度末を予定してございます。

１２件目、４年災林道施設災害復旧費につきましては、林道梅木鶴線災害復旧工事、１号箇所に伴うもので、事業完了は９月を予定してございます。

１３件目、２年災林道施設災害復旧費につきましては、林道梅木鶴線災害復旧工事４工区と林道上米良大平線災害復旧工事５工区に伴うもので、こちらも事業完了は年度末を予定してございます。

最後の１４件目、２年災公共土木施設災害復旧費につきましては、村道片地横才線道路災害復旧工事に伴うもので、５月に発注済みで事業完了は１２月を予定してございます。

以上、１４件、１６億８，１７３万７，０００円でございます。

続きまして、議案書①、３ページをお願いいたします。報告第２号　令和７年度水上村一般会計事故繰越し繰越計算書。

地方自治法第２２０条第３項の規定により下記のとおり繰越しをしましたので、地方自治法施行令第１５０条第３項の規定により、報告をするものでございます。

今回、１件の事業繰越しを行ってございます。２年災林道施設災害復旧費でございまして、林道美尾谷線災害復旧工事に係るもので、現在施工中で、年度末の事業完了を予定してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（那須良策君）　信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　それでは、議案書①、４ページをお願いいたします。報告第３号　令和７年度水上村簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書。

地方公営企業法第２６条第１項の規定により下記のとおり繰越しをいたしましたので、同条第３項の規定により、報告するものでございます。

令和７年度水上村簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書でございますが、２つの事業、１，２００万円の事業繰越しを行ってございます。

まず、簡易水道施設建設費、委託料につきましては、岩野地区簡易水道施設の濁り水対策に向け、既存水源の大雨時の濁度等の調査に伴いますもので、現在調査中で、１１月の業務完了を予定してございます。

次に、工事請負費につきましては、水源監視のためネットワークカメラ設置を行いますもので、現在、夜間における水源濁度の確認及び調査中で、９月までの工事完了を予定してございます。

続きまして、５ページをお願いいたします。報告第４号　令和７年度水上村下水道事業会計繰越明許費繰越計算書。

地方公営企業法第２６条第１項の規定により下記のとおり繰越しをいたしましたので、同条第３項の規定により、報告するものでございます。

令和７年度水上村下水道事業会計繰越明許費繰越計算書でございますが、６，８３９万円の事業繰越しを行ってございます。

農業集落排水事業、汚水管渠建設費につきましては、湯山地区と本野地区の農業集落排水施設統合に伴います管路布設工事でございまして、入札不調による発注遅延に加え、補助事業費の増額に伴う設計内容の追加によるもので、現在施工中で、９月の工事完了を予定してございます。

以上で報告第３号、第４号の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君）　説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

報告を終わります。

－－－－－○－－－－－

日程第９　議案第１号　専決処分事項の承認を求めることについて（水上村税条例の一部を改正する条例）

○議長（那須良策君）　日程第９　議案第１号　専決処分事項の承認を求めることについて（水上村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤田税務住民課長。

○税務住民課長（堤田江美子君）　それでは、専決処分による議案説明をさせていただきます。議案書①、６ページをお願いいたします。

議案第１号　専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別添専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第１７９条第１項の規定により、別添のとおり専決する。

専決日は、令和８年３月３１日でございます。

専決の理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年４月１日から施行されるためでございます。

次のページをお願いいたします。

８ページから１７ページにかけましてが改め文となっております。

説明につきましては、議案説明資料２ページから行わせていただきます。

２ページから５ページまでが条項ごとの改正内容をお示ししました一部改正概要です。６ページから３５ページまでがその新旧対照表となっております。この２つの資料で御説明をさせていただきます。併せて御覧ください。

今般の改正は、物価上昇局面におきます税負担の調整及び就業調整の対応などとなっておりますが、内容が多岐に渡りますため、大きく３つに要点を絞って御説明をさせていただきます。

なお、条文の追加及び削除、条項のずれなどは法整備にあわせたもので一部割愛をさせていただきます。

まず、一つ目が軽自動車税関係、二つ目は個人住民税関係、三つ目が固定資産税関係でございます。

一つ目の軽自動車税関係です。２ページの一部改正概要をお願いいたします。

まず、第１８条の３、第１９条の２号３号、第８条から３ページ、９１条までと、４ページ、中段、附則第１５条の２から附則第１６条の２までが軽自動車税環境性能割の廃止に関連する改正と規定の整備を行うものでございます。

環境性能割につきましては、令和元年に自動車取得税の廃止に伴い、環境負荷の

低い車の普及を促進することを目的に導入されました、車両取得時に課されました税でしたが、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時におけます負担を軽減、簡素化するため廃止されることとなりました。

この廃止に伴いまして、軽自動車税種別割を軽自動車税に名称を改めるものです。

施行日は令和８年４月１日でございます。

二つ目、個人住民税関係でございます。まず、第３３条は、所得割の課税標準に関する改正でございます。特定大口株主配当等の特定配当等への追加となっておりますが、簡単に申し上げますと、一般の株主は、上場株式等の配当などには支払い時に５％の住民税が特別徴収されておりますが、それを特定大口株主当にも同じように、支払い時に住民税を特別徴収する改正となっております。

次の第３４条の７、附則第９条の２では、取得税に対して新たに防衛特別所得税が創設され、併せて復興特別所得税の税率引き下げと課税期間の延長が行われるものでございます。

第３６条の３の３は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置となりますが、所得税におきまして、扶養親族等申告書の提出が不要な場合でも個人住民税において必要な情報が得られるように、その提出義務の範囲が拡大される改定でございます。

附則第６条では、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で、適用期限を５年延長するものでございます。

それから、附則第７条の３及び同条３の２では、住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長に係る規定の整備でございます。住宅借入金等特別税額控除は、ローンを利用して住宅を購入、増改築をした際、年末のローン残高により所得税から控除を受けることができる制度でございますが、所得税から控除しきれない場合、住民税からも一部控除されます。個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を５年延長し、令和１２年までに居住を開始した場合に適用されるものでございます。

附則第８条でございます。肉用牛の売却による事業所得の課税適用年限が３年延長となるものです。

附則第１９条の３では、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備でございます。暗号資産とは、インターネット上でやりとりされる電子的な資産のことを言い、ビットコインが代表例として挙げられますが、現在、暗号資産取引で生じた所得は、雑所得として課税されますので、それを分離課税方式を導入することに伴う条例を整備するものでございます。

３点目が固定資産税関係でございます。第６３条になります。免税に関する見直しによる規定の整備でございます。家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点が

引き上げられるもので、家屋は２０万円から３０万円に、償却資産は１５０万円から１８０万円となります。令和９年度以降の固定資産税について適用されます。

また、附則第１０条の２、３、４、５についても、法改正に合わせる整備となっております。

固定資産税の減額措置の延長に関わるものでは、令和７年度末で適用期限を迎えた固定資産税に係る税額措置につきまして、適用期限が５年間延長されることとなっております。

以上、主な改正内容を御説明させていただきましたが、全体的な項ずれ等に伴います所要の整備も併せて行うものでございます。

議案書１５ページに戻っていただきまして、中ほどになりますが、施行期日は、令和８年４月１日から施行するものでございますが、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日からそれぞれ施行し、以降はそれぞれ経過措置を定めるものとなります。

以上、議案第１号　水上村税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君）　説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第１号　専決処分事項の承認を求めることについて（水上村税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

－－－－－○－－－－－

日程第１０　議案第２号　専決処分事項の承認を求めることについて（水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（那須良策君）　日程第１０　議案第２号　専決処分事項の承認を求めることに

ついて（水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤田税務住民課長。

○税務住民課長（堤田江美子君）　続きまして、議案書１８ページをお願いいたします。

議案第２号　専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別添専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第１７９条第１項の規定により、別添のとおり専決する。

専決日は、令和８年３月３１日でございます。

専決の理由としまして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が令和８年４月１日から施行されるためでございます。

２０ページをお願いいたします。

２０ページから２３ページまでが条例の改め文となっております。

説明は、議案説明資料３６ページからさせていただきます。

条ごとの一部改正概要でございます。次の３７ページから４６ページにかけてが新旧対照表となっております。併せて御覧ください。

今般の条例の改正でございますが、大きく２点ございます。

まず１点目は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の執行に伴う改正でございます。先の３月定例会時に保健福祉課から御説明させていただいている内容も含まれているもので、重複する点もございますが、再度御確認ください。

全国的に少子化が進む中で、国の政策として、社会全体で子育て世帯を応援するため、子ども未来戦略に基づき、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充が行われます。この子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部施行より、国民健康保険法施行令の一部が改正されましたので、本村についても同様の措置を講ずるため、水上村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

２点目は、国民健康保険の保険料基礎分に係る賦課限度額を引き上げるとともに、軽減判定所得の見直しとなっております。

まず、第２条です。賦課限度額の見直しの改正内容です。基礎分に係る賦課限度額が６６万円から６７万円に引き上げとなります。そして、新たに、子ども・子育て支援納付金が創設され、課税限度額は３万円でございます。

第９条の２から第９条の４は、子ども・子育て支援納付金課税額を設けるものでございます。これまで基礎分、いわゆる医療給費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の３つの保険料に、新たに子ども・子育て支援金分が追加されることとなります。そして、国民健康保険税は、所得割、均等割、平等割がございますが、この

内、均等割につきましては、子ども・子育て支援金分で、１８歳未満の保険者に賦課される保険料を１８歳以上の被保険者で負担することとなります。

次の第２３条は、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しでございます。改正内容は、国民健康保険料の基礎部に係る賦課限度額を６６万円から６７万円へ引き上げとともに、軽減判定所得の見直しの改正では、５割軽減の対象となる世帯の算定におきまして、被保険者の数に乗じる金額を３０万５，０００円から３１万円に引き上げ、２割軽減対象世帯は５６万円から５７万円に引き上げるものでございます。

附則第４項から第１４項につきましては、子ども・子育て支援納付金の創設に伴う所要の整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和８年４月１日となります。

以上、議案第２号　水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君）　説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第２号　専決処分事項の承認を求めることについて（水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

－－－－－○－－－－－

日程第１１　議案第３号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度水上村一般会計補正予算（第１１号））

○議長（那須良策君）　日程第１１　議案第３号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度水上村一般会計補正予算（第１１号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。那須地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（那須裕平君）　議案書２４ページ目をお願いいたします。

それでは、議案第３号　専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別添専決処分書のとおり処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

資料③議案別添資料、専決処分補正予算書の３ページ目をお願いいたします。

専決第４号。専決処分書。地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決を行ったものでございます。

令和８年３月３１日専決でございます。

令和７年度水上村一般会計補正予算（第１１号）でございます。

繰越明許費の補正で、第１条、繰越明許費の変更は、第１表繰越明許費補正によるものでございます。

４ページ目をお願いいたします。

第１表繰越明許費補正でございます。水上村経済回復活性化事業費で１月発行の第３回水上生活応援券でございまして、当初は３月定例会におきまして４，６０１万円の繰り越しをお願いしておりましたところでございますが、その後、令和７年末、３月３１日までの使用実績が伸びてまいりましたことから、繰越額につきまして１，２４３万６，０００円の減額補正を行い、３，３５７万４，０００円とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君）　説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第３号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度水上村一般会計補正予算（第１１号））は、

原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。再開を２時１５分にいたします。

－－－－－○－－－－－

休憩　午後２時００分

再開　午後２時１５分

－－－－－○－－－－－

○議長（那須良策君）　休憩中の会議を再開します。

お諮りします。日程第１２　議案第４号から日程第１８　議案第１０号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

一括して上程します。

－－－－－○－－－－－

日程第１２　議案第　４号　水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１３　議案第　５号　水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１４　議案第　６号　水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１５　議案第　７号　水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１６　議案第　８号　水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１７　議案第　９号　水上村農業委員会委員の選任同意について
日程第１８　議案第１０号　水上村農業委員会委員の選任同意について

○議長（那須良策君）　議案第４号　水上村農業委員会委員の選任同意について、議案第５号　水上村農業委員会委員の選任同意について、議案第６号　水上村農業委員会委員の選任同意について、議案第７号　水上村農業委員会委員の選任同意について、議案第８号　水上村農業委員会委員の選任同意について、議案第９号　水上村農業委員会委員の選任同意について、議案第１０号　水上村農業委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君）　それでは、議案書①でございますが、２５ページからでございます。

議案第４号　水上村農業委員会委員の選任同意についてでございますが、農業委員会委員として、次の者を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、内田真治、生年月日、[redacted]生まれ、住所、[redacted]、任期等につきましては、令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日までございます。

提案理由につきましては、委員を選任するにあたりましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、２６ページを御覧いただきたいと思います。

議案第５号、同じく、水上村農業委員会委員の選任同意についてでございますが、次の者を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、那須利八、生年月日、[redacted]生まれ、住所、[redacted]、任期等につきましては、令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日でございまいまして、提案理由につきましても同様で、委員を選任するにあたりましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、２７ページをお願いしたいと思います。

議案第６号　水上村農業委員会委員の選任同意についてでございまして、次の者を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

氏名、西本美帆、生年月日、[redacted]生まれ、住所、[redacted]、任期等につきましては、令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日までででございます。

提案理由につきましては、同じく、委員を選任するにあたりましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、２８ページをお願いしたいと思います。

議案第７号　水上村農業委員会委員の選任同意について、次の者を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

氏名、椎葉万紀、生年月日、[redacted]生まれ、住所、[redacted]、任期等につきましては、令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日までででございます。

提案理由につきましては、同じく、委員を選任するにあたりましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、２９ページでございます。

議案第８号　水上村農業委員会委員の選任同意について、次の者を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

氏名、山本広樹、生年月日、[redacted]生まれ、住所、[redacted]任期等につきましては、令和８年７月２０日より令和１１年７月１９日でございます。

提案理由につきましても同じく、委員を選任するにあたりましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、３０ページをお願いしたいと思います。

議案第９号　水上村農業委員会委員の選任同意について、次の者を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

氏名、松田一洋、生年月日、[redacted]生まれ、住所、[redacted]任期等につきましては、令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日まででございます。

提案理由につきましては、同じく、委員を選任するにあたりましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、３１ページでございます。

議案第１０号　水上村農業委員会委員の選任同意について、次の者を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

氏名、尾前重徳、生年月日、[redacted]生まれ、住所、[redacted]、任期等につきましては、令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日まででございます。

提案理由につきましては、同じく、委員を選任するにあたりましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今、続けて７名の提案理由について申し上げましたが、本日、議案を提出するにあたりましては、本年の５月７日に農業委員候補者の評価委員会というのを開催いたしまして、この人たちが適格者であるか否かということを諮問いたしまして、御審議をいただき、答申をいただいておりますが、全て適格者であるという答申をいただいたところでございます。

ちなみに、この評価委員会というのは、評価委員会の設置要綱がございまして、公共団体等の代表者等ということでございまして、農協、球磨地域農協の代表理事長にお願いをしておりまして、あとは委員としましては、教育長、それから総務課長、それから産業振興課長、それから村長が指名する者ということでございまして、産業振興課の主幹を指名しておりまして、５名で審議をしてもらったところでございます。

さらに、この農業委員会につきましては、委員の構成要件ということでございまして、留意事項がございます。３点ございます。

１点は、委員の過半数については、認定農業者でなければならないという項目が

ございます。ただいま提案理由説明申し上げましたが、第４号議案の内田氏、それから第８号議案の山本広樹氏、それから第９号議案の松田一洋氏、それから第１０号議案の尾前重徳氏が認定農業者ということで、７名中４名が認定農業者でございます。

そのほか、農業委員会の所掌に関する事項に関して、利害関係を有しない者、いわゆる中立員を１名選任しなければならないということになっておりまして、その中立員につきましては、議案第７号の椎葉万紀さんでございます。

それからもう１点でございます。委員の年齢、それから性別等に著しい隔たりが生じないよう配慮しなければならないということでございまして、今回、７名のうち４０代が３名、５０代が２名、６０代が１名、７０代が１名ということでございまして、女性を２名御提案しておりますので、女性の登用比率が２８．６％でありますことを申し添えたいと思います。

どうぞ御審議いただきますようによろしくお願いしたいと思います。

○議長（那須良策君）　説明を終わります。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

４番、杉野久志君。

○４番（杉野久志君）　今回、留任された方、また、新しく選任された方、農業委員の皆さんには現在、少子高齢化の中ですね、農地権利移動の許可や遊休農地の解消、新規就農者の促進など、今から先頑張っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（那須良策君）　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

議案第４号　水上村農業委員会委員の選任同意について討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件に同意することに賛成の方は、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第４号は、原案のとおり

同意することに決定いたしました。

議案第５号　水上村農業委員会委員の選任同意について討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件に同意することに賛成の方、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第５号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第６号　水上村農業委員会委員の選任同意について討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件に同意することに賛成の方、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第６号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第７号　水上村農業委員会委員の選任同意について討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件に同意することに賛成の方、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第７号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第８号　水上村農業委員会委員の選任同意について討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件に同意することに賛成の方、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第８号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第９号　水上村農業委員会委員の選任同意について討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件に同意することに賛成の方、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第９号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第１０号　水上村農業委員会委員の選任同意について討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件に同意することに賛成の方、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第１０号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

－－－－－○－－－－－

日程第１９　議案第１１号　水上村スポーツサイエンス施設の指定管理者の指定について

○議長（那須良策君）　日程第１９　議案第１１号　水上村スポーツサイエンス施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。那須地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（那須裕平君）　議案書３２ページをお願いいたします。

それでは、議案第１１号　水上村スポーツサイエンス施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

水上村スポーツサイエンス施設の指定管理者として次の者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、水上村スポーツサイエンス施設条例第１６条の規定に基づき、水上村スポーツサイエンス施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

指定管理者につきましては、所在地、東京都町田市中町３丁目９番１２－５０９号、名称及び代表者、株式会社アスリートキャリアセンター、代表取締役原美穂、指定管理期間につきましては、令和８年７月１日から令和１３年３月３１日までの４年９か月でございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君）　説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第１１号　水上村スポーツサイエンス施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。日程第２０　議案第１２号から日程第２１　議案第１３号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

一括して上程します。

－－－－－○－－－－－

日程第２０　議案第１２号　工事請負変更契約の締結について（水上村陸上競技場用地造成工事　２工区）

日程第２１　議案第１３号　工事請負変更契約の締結について（水上村陸上競技場用地造成工事　３工区）

○議長（那須良策君）　議案第１２号　工事請負変更契約の締結について（水上村陸上競技場用地造成工事　２工区）、議案第１３号　工事請負変更契約の締結について（水上村陸上競技場用地造成工事　３工区）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。那須地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（那須裕平君）　議案書３３ページをお願いいたします。

議案第１２号　工事請負変更契約の締結について御説明を申し上げます。

水上村陸上競技場用地造成工事（２工区）契約について、下記のとおり変更するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、請負金額を変更するにつき、地方自治法第９６条第１項５号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

令和８年２月３日の臨時議会におきまして、第２回変更契約の議決をいただき、今回、第３回の変更契約の締結をお願いするものでございます。

変更前請負金額が４億４，０２７万１，９４２円、変更後請負金額が４億３，２６９万６，９５９円となり、７５７万４，９８３円の減額変更をお願いするものでございます。

今回、第３回目としての変更契約の議決をお願いします土木工事は、味岡建設株式会社が受注施工している工事でございます。本工事の工事内容につきましては、陸上競技場の４００メータートラック東側の用地造成工事で、１万２，２１２平米の用地造成を行うものでございます。

今回の変更につきましては、当初予定しておりました敷地造成工において前面を石灰処理による土壌改良を行う予定としておりましたが、一部現場発生土が良質土であったため、土壌改良する必要がなくなったことによる減額変更するものでございます。

続きまして、議案書３４ページ目をお願いいたします。

議案第１３号　工事請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

水上村陸上競技場用地造成工事（３工区）の契約について、下記のとおり変更するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、請負金額を変更するにつき、地方自治法第９６条第１項５号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

令和７年１２月１７日の臨時議会におきまして第１回変更契約の議決をいただき、今回、第２回の変更契約の締結をお願いするものでございます。

変更前、請負金額が５億１，５０３万１，０００円、変更後、請負金額が５億７，１２５万3，２９６円となり、５，６２２万2，２９６円の増額変更をお願いするものでございます。

今回、第２回目として変更契約の議決をお願いします土木工事は、丸昭建設株式会社が受注施工している工事でございます。

本工事の工事内容につきましては、陸上競技場の４００メータートラック西側の用地造成工事で、１万６，６６４平米の用地造成を行うものでございます。

今回の変更につきましては、敷地造成工において、当初、林道上椎葉大平線の災害復旧工事箇所の発生土を利用し、造成を行う計画としておりましたが、途中、林道災害復旧箇所が造波したことにより、１万１，０００平米の土砂の搬出を行うことができなくなりました。

そこで、購入土による置き換えと本野地区大平砂防箇所での土砂を掘削し、運搬する２つの比較をした結果、大平側からの掘削運搬のほうが安価だったため、本野地区大平砂防箇所からの掘削運搬を採用したことにより増額変更によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君）　説明を終わります。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより議案事に討論・採決を行います。

議案第１２号　工事請負変更契約の締結について（水上村陸上競技場用地造成工事　２工区）について討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第１２号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第１３号　工事請負変更契約の締結について（水上村陸上競技場用地造成工事　３工区）について討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第１３号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－○－－－－－

日程第２２　議案第１４号　工事請負変更契約の締結について（新無反野橋橋梁上部工工事）

○議長（那須良策君）　日程第２２　議案第１４号　工事請負変更契約の締結について（新無反野橋橋梁上部工工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　議案書３５ページをお願いいたします。

議案第１４号　工事請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

道路新設改良事業（繰越）に伴う新無反野橋橋梁上部工工事契約について、下記のとおり変更するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、請負金額を変更するにつき、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

令和７年９月９日の定例議会におきまして、当初請負契約を議決いただき、今回、第１回変更契約の締結をお願いするものでございます。

変更前の請負金額が６，４１８万５，０００円、変更後の請負金額が６，７８０万５６６円となりまして、３６１万５，５６６円の増額変更の締結についてお願いするものでございます。

令和２年度から県道五木湯前線の迂回路として整備しております村道石舟五本松

線にかかる無反野橋につきましては、５年に１回行います橋梁定期点検により判明した老朽化による損傷に加えて、幅員が狭く、緊急車両等の通行に支障をきたしている状況であったため、現在、架け替え工事を行っているもので、現在、清本鉄工株式会社福岡支社が施工している工事でございます。

今回の変更につきましては、当初、上部工の架設におきまして小川内川の中心にベントと呼ばれる支保工を設置し、両側から車両とクレーンが一体となったラクタレーンクレーン２台により両岸から分割して架設する計画としておりましたけれども、県道五木湯前線道路改良工事の遅れにより、車両と資材の運搬に遅れが生じ、非取水期内での支保工の設置ができなくなったため、架設工法の変更が必要となったものでございます。

上部工の重量や現場条件等を再検討した結果、河川内に支保工を設置しない条件におきましては、車両とクレーンが分離した組立式のオールテレークレーン１台による架設が必要となったため、上部工架設に伴う使用車両の変更を行っております。

使用車両の見直しに伴い、クレーンの組み立て、分解、輸送費が必要となったことから、今回、工事費の増額変更をお願いするものでございます。

なお、工事につきましては、令和８年８月までの完了を予定しております。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君）　説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

６番、荒嶽晋君。

○６番（荒嶽　晋君）　はい、６番、荒嶽です。

県道五木湯前線の工事の遅れが原因での使用車両の変更による増額ということですが、当然、県道でありますので県の担当になると思いますが、県の管轄だったと思うんですが、県道のその工事の遅れる理由とかは聞いておられますか。

○議長（那須良策君）　信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨以降、球磨管内におきましては、慢性的な労務者の不足が発生してございます。また、働き方改革等にございまして、週２回の休みを設けるなどそういったものもございまして、なかなか工事の進捗に遅れが出ている状況でございます。このために県道工事も遅れが生じたものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　６番、荒嶽晋君。

○６番（荒嶽　晋君）　２年後以来ですね、それぞれの町村でも本当に工事箇所が多くて、業者もままならないという話は伺っております。やむを得ないことではあると

思うんですが、県の仕事が遅れとったでこっちに金ばやるというのはちょっと頭にくっとばってんですね。本当は県のほうでもちょっとかせしてくれんどかなという考えはあっとですけど、まあそれは無理な話なんで、やむを得ない事情かなと思います。

あとはですね、完成までに事故がないように順調に進んでいくことを願っております。以上です。

○議長（那須良策君）　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第１４号　工事請負変更契約の締結について（新無反野橋橋梁上部工工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－○－－－－－

日程第２３　議案第１５号　工事請負契約の締結について（水上村陸上競技場建築工事）

○議長（那須良策君）　日程第２３　議案第１５号　工事請負契約の締結について（水上村陸上競技場建築工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。那須地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（那須裕平君）　議案書３６ページ目をお願いいたします。

議案第１５号　工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

スポーツ環境整備事業に伴う水上村陸上競技場建築工事のため、下記のとおり請負契約を締結するにつき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

契約内容につきましては、工事名、地創工第４号水上村陸上競技場建築工事、契約の方法は、指名競争入札でございます。請負金額１億３，９７０万円、消費税込

みの金額でございます。契約の相手方、人吉市下原田町字若宮１１１０番地、光進建設株式会社人吉支店、取締役支店長左座正千代でございます。

予算科目につきましては、令和８年度一般会計、２款８項２目スポーツ推進事業費におきまして事業を執行するものでございます。

工事内容につきましては、陸上競技場内の建築工事でございまして、クラブハウス、床面積２４８平米１棟、倉庫、床面積１５６平米１棟、トイレ、床平米１３平米１棟でございます。

入札結果の詳細につきましては、議案説明資料②番、４７ページ目をお願いいたします。

令和８年５月２５日午前１０時から執行いたしました入札の結果でございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君）　説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

５番、山崎隆浩君。

○５番（山崎隆浩君）　はい、５番、山崎です。

クラブハウス、倉庫、トイレなど広さを今説明いただきましたけれども、トイレの１３平米ですかね、これに関して、おそらく利用者数を勘案してのトイレ設置にはなると思いますが、どのくらいの容量が、数量というか、ちなみに、女性の方が今トイレ問題は女性のほうを多くしようというような傾向があるようでございます。その辺りも含めてどのくらいの数が用意されるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（那須良策君）　那須地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（那須裕平君）　お答えいたします。

クラブハウスのほうには男子・女子トイレともに大規模なものを造りますけれども、トイレ１棟といいますのは、グラウンドゴルフ場のほうにもう１棟造らせていただくような形で考えておりまして、以前、高城公園で使用しておりましたトイレのような形であちらのグラウンドゴルフ場で使う形あたりでのいつでも使えるような形で別棟でトイレを造るというふうな計画をしております。

以上です。

○議長（那須良策君）　５番、山崎隆浩君。

○５番（山崎隆浩君）　１３平米だったので対して大きくはないなと思ったわけですが。ちなみに、クラブハウスの中のトイレの数は、分かればいいです。分からなければいいですが、おそらく１０とか、１０、１０とかそういった数にはなるんだろうと思いますが、ざっくり分かればお願いします。

○議長（那須良策君）　那須地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（那須裕平君）　すみません、確かな数というものは今持ち合わせておりませんけれども、１０近くは、クラブハウスのほうは１０近くのトイレとシャワー室、それと更衣室、そういったものを兼ね備えた施設になると思いますので、十分対応は可能だと思っております。

以上です。

○議長（那須良策君）　５番、山崎隆浩君。

○５番（山崎隆浩君）　クラブハウス等々は一緒に整備をされると思いますので、その辺りも、後からやっぱ足らんやったというふうになるとまたいろいろな追加工事も出て来ると思いますので、しっかりと利用者数を勘案した数に見合う様な整備をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（那須良策君）　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第１５号　工事請負契約の締結について（水上村陸上競技場建築工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－○－－－－－

日程第２４　議案第１６号　水上村辺地総合整備計画の変更について

○議長（那須良策君）　日程第２４　議案第１６号　水上村辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　それでは、議案書３７ページをお願いいたします。

議案第１６号　水上村辺地総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

水上村辺地総合整備計画を別添のとおり変更するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、辺地総合整備計画を変更するには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

次のページをお願いいたします。

水上村辺地総合整備計画書、令和８年度変更でございます。

現在の計画は、令和５年度から令和９年度までの５年間となってございます。本村には４つの辺地がございまして、今回は川内辺地の変更でございます。

次のページをお願いいたします。

総合整備計画書、川内辺地でございます。まず、右上段の辺地の人口で、計画当初は１３２人でございましたが、現況の１３３人に変更してございます。

次の１、辺地の概況の（３）辺地度点数でございますが、これは山間地などの辺ぴ度合いを客観的に示す点数で、役場、医療機関、郵便局、小中学校、バス停までの距離や交通条件などに基づいて算定され、１００点以上が辺地として指定されるものでございます。その点数がこれまで１４４点でございましたが、今回、１５５点に変更するものでございます。

次の２、公共的施設の整備を必要とする事情では、最終行に近年、施設の老朽化が進む簡易水道施設を計画的に更新・改良を行い、安心安全な水環境を整備する。こちらの文言を追加するものでございます。

次の３、公共的施設の整備計画では、中段に、厚生福祉施設の簡易水道施設、飲料水供給施設として、事業費として５５０万円、財源として、特定財源２７０万円、一般財源２８０万円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額に２７０万円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは施設別、年次別計画表でございますが、上段の辺地人口と辺地度点数をそれぞれ１３３と１５５に変更し、下段に令和８年度新無反野橋水道管布設工事として５５０万円を追加するものでございます。

財源は特定財源２７０万円、辺地債２７０万円、一般財源１０万円でございます。

新無反野橋水道管布設工事につきましては、当初、村道石舟五本松線道路改良事業に含んだ形での計画をいたしてございましたが、県との協議の結果、別枠での計上依頼がございましたので、今回、変更をお願いするものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君）　説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第１６号　水上村辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。日程第２５　議案第１７号から日程第２６　議案第１８号は関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

一括して上程します。

－－－－－○－－－－－

日程第２５　議案第１７号　令和８年度水上村一般会計補正予算（第１号）

日程第２６　議案第１８号　令和８年度水上村介護保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（那須良策君）　議案第１７号　令和８年度水上村一般会計補正予算（第１号）、議案第１８号　令和８年度水上村介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　補正予算につきましては、この場からの説明とさせていただきます。

それでは、④補正予算書３ページをお願いいたします。

議案第１７号　令和８年度水上村一般会計補正予算（第１号）につきまして、御説明申し上げます。

令和８年度水上村一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正で、第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，１３０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６０億７，５３０万円とするものでございます。

また、第２条におきまして、既定の地方債補正を、第２表地方債補正のとおり行い、第３条におきまして、債務負担行為の追加を、第３表債務負担行為補正のとお

り行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正でございます。今回は歳入の補正につきましては、４ページ下段、負担金、５ページ上段にございます国庫補助金、中段の基金繰入金、あと繰越金と村債でございます。

次のページ、６ページ、７ページをお願いいたします。

歳出でございますが、今回、全般的に４月１日の人事異動によります人件費の補正を行ってございます。主な事業的な補正につきましては、６ページ上段にございます、総務費の総務管理費での江代地区光ケーブル張替工事に係る補正、同じく、総務費の地方創生推進費での台湾友好交流都市協定締結式に係る補正、水上村陸上競技場整備工事積算業務委託料に係る補正等でございます。

８ページ、９ページをお願いいたします。

第２表地方債の補正でございます。今回、１件、２段目のスポーツ環境整備事業債、過疎対策事業債で１，０００万円の補正をお願いするものでございます。今回、トータルで限度額を１，０００万円増の８億９，６２０万円とするものでございます。

１０ページをお願いいたします。

第３表債務負担行為の補正でございます。議案第１１号で御可決いただきました、スポーツサイエンスセンター指定管理料といたしまして、令和９年度から令和１２年度までの４年間、単年度１，５００万円、総額で６、０００万円を限度額とするものでございます。

なお、令和８年度の予算につきましては、当初予算で１，２５０万円計上済みでございます。

１６ページ、１７ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。最初の１３款分担金及び負担金、４目の公民館費負担金につきましては、川内公民分館敷地造成修繕料に伴うものでございます。

次の１５款国庫支出金、２目民生費補助金の障害者総合支援事業費補助金につきましては、障害福祉サービスシステム改修委託料と子ども医療システム改修委託料に伴うものでございます。

次の１９款繰入金、ふるさと応援基金繰入金でございますが、台湾友好交流都市構想アドバイザー報償費に充当するもので４０万円の補正をお願いするものでございます。

次の繰越金につきましては、全体の財源調整を行ってございます。

最後になります、２２款村債、１目総務債でございますが、先ほど説明いたしましたとおり、スポーツ環境整備事業債、過疎債として１，０００万円の補正をお願

いするものでございます。

１８ページ、１９ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。人件費の補正につきましては、４月の人事異動に伴う補正でございますので、説明を割愛させていただきます。

まず、最初の１款議会費、議会総務費につきましては、議員共済組合の負担金として不足分９万６，０００円の補正をお願いするものでございます。

次に、中段の２款総務費、１目一般管理費、情報無線管理費の総合防災情報システムサーバー設定変更委託料につきましては、国におけるＪアラート仕様変更に伴いまして、本村防災情報システムサーバーの設定変更が必要になりましたことから、３５万円の補正をお願いするものでございます。

次の６目総合行政システム費でございますが、歳入でも出てまいりました、障害福祉サービスシステム改修委託料と子ども医療システム改修委託料として８７万８，０００円、３５万５，０００円それぞれお願いするものでございます。

次の８目高度情報通信基盤整備費の江代地区光ケーブル張替工事につきましては、ここ近年、古川から古屋敷までの区間において、小動物等による光ケーブルの破損が頻発していることから、今回、延長８６０メートルの張替と必要な箇所に保護カバーの設置をする工事として５００万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　那須地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（那須裕平君）　２０ページ、２１ページ目をお願いいたします。

１目地方創生推進事業費、職員人件費は割愛いたしまして、７節報償費でございますが、台湾水上郷友好交流都市構想アドバイザー趙さんの旅費相当分の報償費につきまして、昨今の中東情勢悪化による燃料価格の高騰による燃料サーチャージの増額分と出張回数の増額分として４０万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、８節旅費でございますが、台湾水上郷との友好交流都市締結式時の職員７名分の旅費増額分としまして２６０万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、１０節需用費の食糧費でございますが、台湾水上郷との友好都市交流締結式時を含めた訪問時の食糧費としまして２０万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、１２節委託料でございますが、台湾水上郷との友好都市交流締結式時の通訳、会場設営、製作物、メディア対応などの運営委託料としまして１３０万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、２目スポーツ環境整備事業費、職員人件費は割愛いたしまして、１

２節委託料でございますが、水上村陸上競技場整備工事の積算業務に係るもので、今回の陸上競技場の積算につきましては、特殊な工事が多く、高度な積算技術が必要となるため、積算業務を委託するための委託料としまして１，０００万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、スポーツ環境整備事業費、７節報償費につきましてですが、スポーツサイエンス施設のオープニング式典時の記念品数量の増としまして１２万円の補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（那須良策君）　西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君）　続きまして、３款民生費、１項１目社会福祉費、人件費は割愛いたしまして、２７節繰出金ですが、介護保険特別会計で行いますシステム改修への繰出金といたしまして３３万２，０００円の補正をお願いいたします。

以上です。

○議長（那須良策君）　信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　続きまして、２４、２５ページをお願いいたします。

下段となります。６款１項６目地域土地改良事業費、１８節負担金補助及び交付金でございます。熊本県土地改良事業団体連合会負担金につきまして、岩野地区県営事業における令和７年度の事業費確定に伴う特別賦課金として４万９，０００円と令和８年度に高澄溝組合で行います団体営事業における特別賦課金として１５万１，０００円、合わせて２０万円の特別賦課金（事業割）につきまして増額補正をお願いするものでございます。

○議長（那須良策君）　田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君）　ページ、２６、２７ページをお願いいたします。

中ほどの７款１項３目観光費でございます。１８節負担金補助及び交付金のくま川鉄道全線開通奥球磨地域活性化協議会負担金でございますけれども、豪雨災害からのくま川鉄道全線開通記念事業といたしまして、上球磨３か町村の合同で実施するものでございます。開通関連事業を県の熊本未来づくりスタートアップ補助金を活用いたしまして実施し、負担金を負担率、湯前町２分の１、多良木町と水上村は４分の１で実施いたします事業の負担金９１万９，０００円となります。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　２８、２９ページをお願いいたします。

上段の９款消防費、１目非常備消防費の消耗品につきましては、本年５月１日付けで消火協力隊として３７名に入団いただきましたので、法被、ヘルメット等の消

耗品について６５万円の補正をお願いするものでございます。

これまでから継続の９名を除き、新規の２８名の団員の皆さんは、保管分の着回しが基本でございますが、不足分を購入させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君）　続きまして、１０款の教育費でございます。人件費につきましては割愛させていただきまして、中ほどの３項社会教育費の４目公民館管理費、１０節の需用費ですけれども、川内公民分館敷地造成修繕料として２０万円の増額補正をお願いするものでございます。こちら当初予算で川内公民館分館前の駐車場部分の修繕料として１１１万５，０００円を予算化しておりましたけれども、資材、人件費等の高騰によりまして予算が不足することが分かりましたので、今回２０万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、この補正に伴いまして、先ほど総務課長の説明にもありましたとおり、歳入予算に、条例に基づき川内公民分館からの負担金を８万円予算計上しまして財源として充当するものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君）　田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君）　最後になります、３０ページをお願いいたします。

スポーツサイエンスセンター指定管理料に係ります債務負担行為で翌年度以降に係るものについての前年度までの支出見込額及び当該年度以降の支出予定額に関する調書でございます。縦になっておりまして非常に見にくうございますが、御容赦いただきたいと思います。

令和８年度が１，２５０万円、先ほども説明しました９年度から１２年度までが１，５００万円、合計の支出額が７，２５０万円でございます。当該年度の支出予定として令和８年度１，２５０万円の支出予定でございます。

以上で一般会計の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君）　西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君）　続きまして、３３ページをお願いいたします。

議案第１８号　令和８年度水上村介護保険特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

令和８年度水上村介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ６６万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億５，０１

６万３，０００円とするものでございます。

４２、４３ページをお願いいたします。歳出を説明申し上げます。

１款総務費、１項１目一般管理費の１２節委託料でございますが、介護保険法の一部改正により、介護保険システムの負担限度額認定改正に伴うシステム対応業務委託料といたしまして６６万３，０００円の補正をお願いいたします。国の補助事業として行うものでございまして、財源につきましては４１ページにありますとおり、国庫補助金２分の１と一般会計からの事務費繰入となります。

以上で、議案第１８号　令和８年度水上村介護保険特別会計補正予算（第１号）についての説明を終わります。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君）　説明を終わります。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

６番、荒嶽晋君。

○６番（荒嶽　晋君）　２３ページ、スポーツ関係ので、新たにまた委託料で１，０００万円計上がなされております。この委託の詳しい説明を、どういうとこを委託されるのかの説明をちょっとお願いしたいのと、当然、陸上関係の何やったけ、Ｃ級やったっけ、認定コースを造るということで始まったわけですが、その時点でこういう詳細な、素人ではできないのは当然なことですが、非常に何ですか、微妙な設計が必要だということは、当初は考えていなかったのか、２つお願いします。

○議長（那須良策君）　信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　御説明いたします。

今回補正いたします委託料、積算業務となりますけれども、こちらにつきましては、これまで通常の土木工事であれば建設課職員なりで積算業務のほうを行っていたわけなんですけれども、今回は特殊な防球ネットであったり、フィールドであったり、なかなか私たちも経験したことがないような業務がございます。こちらの積算につきましては、誤りがあってもいけませんので、こちらにつきましては、熊本県の建設技術センター、こちらのほうへ積算の依頼をできないかということで御相談させていただいたところ、引き受けていただくということで了承を得ましたのでお願いするものでございます。こちら熊本県建設技術センターにつきましては、熊本県の現職の土木部の職員が３名常駐してございます。

また、元熊本県の土木部を退職された職員の方が十何名いらっしゃいますので、非常に経験が豊富でございます。私たちより当然経験が豊富で間違いがない、適正な積算ができるものと思いまして、お願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　６番、荒嶽晋君。

○６番（荒嶽　晋君）　予算を計上するときにはこういうことが起きるのは見えてなかったのかなというのをちょっと伺いたいんですけど。

○議長（那須良策君）　信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君）　お答えいたします。

こちら予算計上の際にですね、どうしても詳細な設計内容というのが、まだ当時出来上がってなかったものですから、実際、新年度に入りまして、成果品等を見たところ、とてもこれは難しい積算だということが判明しましたので、今回ですね、補正予算をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君）　６番、荒嶽晋君。

○６番（荒嶽　晋君）　新たに取り組んだスポーツ施設でございますんで、なかなかですね、いざなってみないと分からないということは理解はできるんですが、できたらですね、事前にそういう密な計画で補正ができるだけ上がってこないように、物価高騰とか、資材の高騰とかはしようがないにしても、こういう積算委託とか、こういうのがですね、途中で出てこないように今後綿密な計画で行っていただければと思います。

以上です。

○議長（那須良策君）　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより、議案ごと討論、採決を行います。

議案第１７号　令和８年度水上村一般会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第１７号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第１８号　令和８年度水上村介護保険特別会計補正予算（第１号）について

討論を行います。討論ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

［挙手全員］

○議長（那須良策君）　全員賛成でございます。よって、議案第１８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－○－－－－－

日程第２７　議員派遣の件について

○議長（那須良策君）　日程第２７　議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、会議規則第１２１条の規定により、配付資料⑧のとおり、決定したいと思いますが、異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

議員派遣については、配付のとおり決定いたしました。

もう一つお諮りします。議員派遣の中止または派遣内容の一部に変更が生じた場合の措置は、議長に一任し、議会の議決事項として行うことにしたいと思いますが、異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

議員派遣の中止または派遣内容の一部に変更が生じたときの措置は、議長に一任し、議会の議決事項として行うことに決定いたしました。

－－－－－○－－－－－

日程第２８　継続審査申出書について

○議長（那須良策君）　日程第２８　継続審査申出書についてを議題といたします。

配付資料⑨のとおり、各委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

各委員会から提出されておりました閉会中の継続調査申出については、申し出のとおり、継続調査することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、閉会中といえども調査いただきますよう、お願いいたします。

お諮りします。水上村議会委員会条例に基づく各常任委員会の所管事項について審議事件が生じたときは、各常任委員会に付託することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

各常任委員会におかれましては、審議事件が生じたときは、閉会中といえども審議をお願いいたします。

お諮りします。本定例会に付託された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思いますが、異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ声あり］

○議長（那須良策君）　異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

令和８年第２回水上村議会定例会を閉会します。

－－－－－○－－－－－

閉会　午後３時２５分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

水上村議会議長

署名議員

署名議員

水 上 村 議 会 会 議 録
令 和 8 年 第 2 回 定 例 会

令 和 8 年 6 月 発 行

発行人　水 上 村 議 会 議 長　那　須　良　策
編集人　水上村議会事務局長　江　崎　邦　臣
作　成　株式会社　アクセス
電　話(096)372-1010

水　上　村　議　会　事　務　局

〒868-0701　球磨郡水上村岩野 90 番地
電　話(0966)44-0319